

令和元年9月26日(木曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 沖美佑

議 事 日 程 第 5 号

令和元年9月26日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第11号から第42号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第43号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第44号及び第45号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

- 議案第 43 号 監査委員の選任について  
議案第 44 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議案第 45 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## 議 事 の 経 過

令和元年9月26日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山崎正男君。

4番（山崎正男君）

おはようございます。

早速ですが、質問させていただきます。私、今回は5点の関係を質問させていただきますが、ここに立ちますと、ついついへちの話になることがありますので、どうかそのときは皆さんの方からご指摘いただければと思います。

まず1番ですが、財政対策について。

1番、消費税の影響が今後の町の財政にどのように影響するのかわかを聞きます。

公共料金、公共施設、委託や請負契約等について、財源に関するものの現状や今後の対策はどう考えているか。

また、町民に関するものは早めに知らすべきではないか、という質問であります。

私はこの消費税については、詳しいところまではよくまだ勉強しておりませんが、この消費税のアップによって、我々行政に関係することがどのようなことがあるか。歳入とか歳出とか。こういうところを聞きたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

おはようございます。

山崎議員のご質問の、消費税増の町財政への影響につきましてお答えを致します。

まず、町が徴収しております公共料金でございますが、水道料金が主なものとなるというふうに思います。公共施設関係となりますと、大方球場やふれあいセンターの使用料、共同作業場の使用料などとなります。総務省からの通知によりまして、今回の税率改正におきましても、平成26年度に5パーセントから8パーセントに改正したときと同様に、料金、使用料は改正を行うこととしてございます。

一般会計の使用料につきましては、地方公共団体に適用される特例によりまして申告をしてございませんが、公営企業会計の水道料につきましては、消費税として徴収した分は消費税として納入をしておりまして、使用料などの料金の消費税そのもので大きく財源に影響の出るものではないというふうに考えております。

今回も影響がございますのは、地方消費税分が1.7パーセントから2.2パーセントに改正されておりますので、この0.5パーセントの2分の1分が、地方消費税交付金の増額分として見込むことができます。これは県

の試算でございますが、当初予算の段階で、昨年度の約4,000万円増の約2億円を当初予算時に見込んでいるところでございます。

委託や請負契約等の歳出に関することにつきましては、昨年、浅野議員からもご質問いただきましたが、消費税増税があるなしにかかわらず、業務の早期発注、執行は当然の方針でございまして、本年度の予算執行につきましても、その方針に基づき業務運営を行っているところでございます。

町民の方々へのお知らせ、周知についてでございますが、9月広報におきましても、消費税の軽減税率制度の内容と町で取り扱う使用料につきまして、額が変更になるとお知らせをさせていただいております。

また、各担当部署におきましても、お知らせ、通知や各施設からのお知らせによる周知を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

4,000万程度、今回で上がったということですが。

この消費税のアップについてはですね、国の方は年金、介護、それからもう2点あるがですが、少子化対策なんかもちろん入っております。それで、この我々行政側はですね、使用する際に、どのようなことを心構えにして職員にも周知させているのか。それから、なぜかという消費税はやっぱりこういう目的のために力強く国民の力を、それから生活の中から徴収しておりますので、ぜひとも町民のためになる、町民のためのサービス、こういう目的のためにしっかりと使っていただきたいわけですが。

そこらあたりの町行政の姿勢といいますか、組織としての在り方を教えてください。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

消費税のアップ分等につきましてはですね、社会保障関係に充てるということも決まっております、当初予算の末尾の方にその使い道についても表示をしておるところでございます。

これまでも国保の繰出金等の6,000万に充てるということとですね、そして直診会計の赤字分、3,440万円であったと思いますが、その分に充てるようなことも明示をして行っているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

行政の中で一人一人の職員が、やはりこういうことを踏まえて大切なお金であると。

じゃあ、我々の1日8時間労働の中で、どれだけサービスを提供するかいうたら、そういう関係、年金、介護、少子化、こういう目的のために使われている関係部署は特にですね、町民がおいでたときにこういうところに使われております。こういうサービス1時間、1分当たりでも、サービスを余分に我々考えておりますというような意気込みをですね、職員の中にも出していただけたらありがたいなということでございます。

副町長、最後にその組織としてですね、今もお答えいただいたがですが、1分1秒大切に扱っていくのだというような気持ちがあれば、お願いします。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答を致します。

消費税分のアップ等々にかかわらずですね、住民サービスの向上に向けて職員の方は取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

次に、雇用対策について伺います。

1 番ですが、町内で働く方の最低賃金は守られているのか。県下の状況と黒潮町の状況はどうかということをお聞きします。

これは、県下の最低賃金 790 円というようなことを新聞報道でも聞きますが、これは全国的にもあまり高くない。少しは上がったようですけど、高くない状況でございます。わが黒潮町もですね、こういう最低賃金が決まったときに、黒潮町の。

次のとこいくからやめちよこか。

守られているかということで、県下の状況をお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

おはようございます。

それでは通告によりまして、雇用対策についてのカッコ 1 の、県下の状況と黒潮町の状況はどうかについての質問にお答え致します。

まず、町内での最低賃金は守られているかの質問につきましては、ご存じのとおり、各県ごとに最低賃金審議会において決定することになります。この結果を踏まえ、高知県労働局より、例年 9 月上旬に賃金改定の通知があるところです。

今年度につきましては、10 月 5 日付けの効力発効日において、最低賃金額 790 円の通達が来ているところであり、県下の状況はこの最低賃金の 790 円が基本となり、賃金水準が定められていると考えております。当然、黒潮町もこの最低賃金が基本となり、賃金が決定されるものと認識しております。

通達後につきましては、速やかに町の広報ならびに黒潮町商工会の広報誌等に掲載し、町内の各事業所に周知徹底を図っているところでございます。

最低賃金の順守につきましては、賃金自体が平成 17 年度より令和元年度まで 15 年連続の引き上げとなっているところですが、町内各事業所においては、最低賃金単価は順守されていると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

賃金単価は、先ほどちらっと私も言いましたけど、全国的に見て 790 円という単価がですね、高知県 790 円

ということですが、高いと思うのか安いと思うのか。そこらの考えはどうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

この最低賃金はそれぞれ各都道府県において、先ほど言いました審議会において決定されるもので、一例を挙げますと、令和元年度の最高金額、東京都で1,013円、神奈川県で1,011円、そして関西圏の大阪では964円と。四国の中で一番高い香川県が818円というところで、高知県は790円ということで、同じように、高知県と同じような、これ一番最低ランクになっておりすけれども、同じ類似の県が数多くあるところがございます。

ずっと、平成17年度から引き上げておりますが、高知県の最低賃金は全国的に見てもまだまだ低いというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

はい、分かりました。

2番目ですが、雇用の促進と所得の向上は黒潮町の目的でもあると思いますが、町内で働く方の最低賃金をより浸透させるためにどう取り組むかということでございます。

我々はこの町の働く方皆さんが所得が上がる、こういうことが目的であります、これをどのように町内で盛り上げていくか。

こういう考え方をお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは続きましてカッコ2の、最低賃金をより浸透させるためにはどのように取り組むかについての質問にお答え致します。

先ほどの回答と重なる部分がありますが、町内事業所の最低賃金の周知徹底につきましては、一定図られておると考えております。平成31年4月1日から公益の通報窓口を海洋森林課に設置しており、労働賃金ならびに雇用制度を含め、諸般の相談や各種通報を受ける体制を整えております。

今後につきましても、役場通報窓口の周知徹底を図り、最低賃金がより順守されるよう、労働基準監督署とともに連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

最低賃金の仕組みには労働基準法との絡みで、日々の働く時間帯、こういうものとの関係があるようですが、それぞれ職種によって働く時間、働く場所、そういうものが違います。我々がその町民全体、職種によってもかなり違いますので、町民全体のこの賃金を底上げする。それを行政の上でどうやっていくかということが一番大切なことになると思いますので、行政の仕組みとしてこういうところを、お答えもいただきましたけれど、

もっと強くこういう方策をしていきたい、こういう方法を取りたいと。所得が上がらないと町民の生活も上がりませんので、その上にこうして消費税とかいろいろもう税も高くなっておりますけれど、まずは収入を上げる、これが大切なことだろうと思いますので。

この方策をですね、今すぐではなくても今後、さらなる町民の所得を上げるという方法を考えていただきたいわけですが。

もうちょっと具体的に、将来こうしていきたいというようなことがあれば教えてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、いわゆる各分野における、産業別の分野において所得向上、いわゆるその収益が上がるような業績であるとか、それから事業、そういうものを一緒になって考えることによって、少しでも地域に還元できるような、行政としてのそういうこと、支援なり協力しながら町づくりしていきたいというのが基本だろうと思います。

その中で、最低賃金については労働基準法の中で最低賃金法の中で定められておりますので、町内の雇用などという観点から、今後ですね、さらに町のホームページとか各事業所の求人情報、そして随時掲載、そして、移住の方に対しても個別の職業紹介を行っており、今後も、少しでも労働賃金の上昇に結び付くような情報について積極的に提供していきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

もう一点、町内の現在の平均賃金というか、こういう状況は分かっておりますか。

なかなか難しいと思いますけれど、我々は町内の平均がどれぐらいであるのかというようなことは、やはり一つの視点として持っておかなければならないと思いますので、分かる範囲でお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

いわゆる職安の広告とかによるとですね、やはり最低賃金で募集している所が最近多くありますが、それではなかなか従業員が確保できんいうところで、かなり上乘せしたりとかして頑張っている企業さんもあります。

いろんな分野がございますので、平均的な価格というのはなかなか把握することは難しいんですが、最低賃金ではなかなか、人の雇用がなかなか確保できないという状況がありますので、賃金につきましては、それぞれ各事業所の中では上昇というか、最低賃金以上の額で雇用を図っているのかなと思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

なかなか難しいですけれども、それぞれの職種、少なくともいろんな業種の大まかな種別ごとに、大体どれ



くらいかなということは常日ごろからデータを取るなり、アンケートを取るなりして、行政も動いた方がいいんじゃないかなと思います。

3番に移ります。

町が発注する工事や事業で人件費の絡むものは、これら最低賃金と関係しているのかという質問でございます。

町からいろんな工事の発注や事業、発注しているわけですけど、その中で設計仕様の中で、人件費がどのような絡みで入っているのか。今言う最低賃金が変わるたびに、トータル的な仕様の中で上がっておりますということになるのか。

そこらあたりをお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

山崎議員の一般質問の、雇用対策についての3番目のご質問につきましてお答えを致します。

町が発注する一般的な土木請負工事などの人件費につきましては、土木工事を積算するために使用する土木積算システムで、さまざまな工種等の必要人員および労務単価が定められており、そのシステムの中で、自動的に普通作業員等の労務単価が入力されて積算されます。

この普通作業員等の労務単価につきましては、高知県内共通の単価を採用しており、最低賃金を上回る金額であるとともに定期的に見直しを行っており、物価等の変動によっては年2、3回の改正が行われていると認識をしております。このため、ご質問の最低賃金の金額と必ずしも連動したものではありません。

また、このように積算された設計書に基づき入札を行っており、入札の際には最低制限価格を設けております。この最低制限価格は、落札事業者がその工事をしっかり行うために必要な経費などを勘案し、あらかじめ設定した価格の下限で、この最低制限価格を定めることによって、工事等の品質を確保したり、作業員等の賃金の低下の防止にもつながっているものと考えております。

また、委託事業等の人件費の単価につきましても、同様の共通の労務単価を使用しており、諸経費等につきましても国の基準となっております。

さらに、町が支払う賃金や報酬などにつきましても、最低賃金制度による1時間当たりの額を基準として算定をしておらず、各条例等の定めにより金額の決定を行っておりますが、当然、最低賃金は上回っている金額となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

仕様の中ではそういうふうな恰好になっていると思いますけれど、我々の耳に届くのではやっぱり、通常、単純に考えられます最低賃金が上がれば、日々雇用の方、それから労働者の方、それぞれが少なくともこれぐらいはもらえるだろうというような考えに陥るわけですけど、それぞれ職種があり、業務があって、それからもうけしろがありますので、なかなか難しいかと思いますが。

これらを踏まえたところでのですね、我々は心配をしていかなければならないわけですけど、これが来年になると、次の決まり事になったときにまた少しずつ、5円とか10円とか上がっていくんであろうと思いますけれど。なかなか各国の、各県の格差というのがなかなか直らん限りは、我々町の最低賃金も素直には上がってい

かないというところが見えてきます。これからも、県に対するとか労使協定とかいろいろな場面が出てくるわけですけど、できるだけ単価の上がる方向、単価の上がる理由、こういうところを見いだしていかないかんがじゃないろうかと思います。

これで2番の質問を終わります。

それから次ですが、防災対策について。

まず、町内の危険家屋は倒壊が心配されるが、どのように対応しているか。

これは文言も悪いですけど、危険な家屋、いつか壊れるであろうと思われるような家屋が何軒がございます。その中で、まず、危険家屋の把握はできているのか。このことをお伺いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは、防災対策について町内の危険家屋を把握しているかのご質問にお答え致します。

人口減少や既存建築物の老朽化、社会ニーズの変化および産業構造の変化に伴い、居住その他の使用がされていない空き家が年々増加しているのが現状でございます。

このような状況の中で、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を推進するため、平成26年11月に空き家等対策推進に関する特別措置法が成立し、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年度黒潮町空き家等対策計画を策定し、同時に、空き家等実態調査を実施しております。

調査の結果、空き家として判定可能戸数が631件ございまして、その中で倒壊の危険がある空き家は合わせて64戸、全体の9.9パーセントと把握しております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

課長すみません、ちょっと確認ですが。

今の9.9パーセントは危険家屋という認識でよろしいがですかね。はい。

それでは2番目の、所有者への連絡は取れているかということでございますが。

危険家屋は周囲に何らかの心配事を与えているわけですし、この将来起こり得る南海地震対策においても、いつ倒れてくるか分からんと。いつ通れなくなるか分からん。まして現状でも、周囲の家について何が飛んでくるか分からん。いつ壊れるか分からんというような心配をされてる方もおります。

それですね、どうすればいいのと。こういう家屋はどうすればいいんですかというような質問もございまして、所有者の連絡がまず第一になってくると思いますので、それらの所有者の連絡が取れるような状況であるのかどうかをお聞きします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

失礼しました。ご質問にお答え致します。

危険家屋の所有者への連絡が取れているのかのご質問ですけども、倒壊の危険のある空き家、これランクDとEに分かれておりまして、64戸ございます。ランク一番悪いEの空き家が35戸となっております。そのう

ち5戸につきましては、個人または補助事業で撤去しております。残り30戸においては、昨年度担当レベルで現場確認を行い、現状として、道路や近隣の住宅に面している建物はなく、危険を及ぼす可能性は低いとの判断をしております。

よって、現在のところ、所有者への連絡はこちらから取っていないのが現状でございます。

また、ランクD、一つ上のランクですけれども、29戸ございます。昨年度、補助事業で撤去をした空き家が2戸ありまして、残り27戸となっておりますが、担当レベルでの現場確認は現在のところできておりません。よって、所有者への連絡もまだ取れていないのが現状でございます。

まず、今年度現地確認を行いまして、危険な空き家については、所有者等への連絡を取ってまいります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

少し私の考え方と質問の仕方が間違っておるようですので、お詫びします。

その所有者は、全てが連絡取れる状況にあるわけですかね。取れない所有者はありますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

先ほど答弁させていただきましたが、危険家屋の所有者については、今のところDとEランクの空き家につきましては連絡のまだ取れていないのが現状でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

それで、3番。マル3ですけれど。

行政で取り壊せることができるのか。その対策は取れるかということ。

これは危険家屋というのは、本人のが一番なってくるわけですけれど、本人に何らかの事情があってできないというような状況のときにですね、町が代執行なり何かで取り壊すことができるのかどうかというようなことをお聞きしたいわけです。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それではご質問にお答え致します。

危険家屋について行政で取り壊せるかということでございますけれども、黒潮町内において空き家として判定された戸数が先ほど答弁させてもらったとおり631戸存在しますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条において、所有者等を覚知することができない場合、その場合は略式代執行を行える、また特定空き家等の所有者が勧告や命令に従わない場合は行政代執行が規定されていますので、行政で取り壊しをすることは可能でございます。

しかし、これは631戸全てに当てはまることではなく、行政代執行においては倒壊の危険性が高く、周辺的生活環境の保全を図るため、放置することが不相当と認められる特定空き家が対象となります。

また、同法第3条、所有者等の責務の中で、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を

及ぼさないよう、空き家等の適正な管理に努めるとありますので、町と致しましては、所有者等への適切な助言、指導を行っていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

質問が前後するようなことがあるかと思いますが、次のカッコの2にいけます。

これらの危険家屋、それから放置家屋や放置土地により、影響を受け心配される人がいる場合には、町は中に立って情報を提供できるかと、こういう質問でございますが。

我々の生活の中にあって個人情報保護法、こういうものがありまして、なかなかこの家は誰のもの、この土地は誰のものという問い掛けがですね、難しい。これをですね、町が、全体的には個人の情報をとらえる機関であります。持っていると思われまして、税にしても何にしても。そういう場合に個人は、隣近所の方がこの方に連絡取りたいというようなときにですね、なかなか本人を確認するには難しい。兄弟がどこにおる、親戚がどこにおる、とういうようなことで難しいときがありますので。町はそういうことも踏まえて、情報を本人と、それから心配される周囲の方との間で情報提供ができるかどうか、そこをお聞きしたいわけです。

ほんで、できればですね、町の行政の中で個人情報保護法の中でも、特別に何らかの条文、条項を作ってですね、こういうケースの場合は本人に確認が取れば、本人が納得ができれば、提供します、というようなことができないだろうかということをおもっております。固定資産税にしても相続人が決まる。決まったときに、でもよそにおるといようなときに、個人はなかなか知る由もない。そういう連絡が、町の中へ行けば教えてくれるという状況になればありがたいなと思うわけです。

ただ、この個人情報は悪意によっては全然駄目ですので、心配される方、本人を知りたい方の理由とか、条件とか、こういうものも申請なりの中で確定して、町が良しと思えば本人にも連絡して、お互いが心配事を打ち明けられたらいいと思うわけですが。

こういうような、個人情報の絡みがありますけど、町が中に立ってあつせんとういう言葉は良くないですけど、情報提供をお互いが交互にできるような方法を取っていただけないだろうかと思っておりますが、これはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 37分

再 開 9時 38分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

大変失礼致しました。

それでは防災対策についての、危険家屋、放置家屋など、影響を受け心配されている人がいる場合、町として情報提供できるのかのご質問にお答え致します。

倒壊の恐れのある空き家等により、心配されている住民の方々のおられる場合、現地調査を行い、状態の把握をした上で、所有者等の責務として、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、町の方から適切な管理を求めてまいります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

当然のことでありまして、その周囲の方々に困っているとかいう意見が出たときに、町が本人に連絡は取ってくれるわけですね。今のお答えでは。

そうしたときに、なぜ困ってるかとか、こういう心配されてるという状況もですね、本人にぜひ伝えていただきたいわけです。そして、相手がおるわけです。本人がおるわけですので、本人が嫌だと。いや、その必要はない、というようなことになったときには、また次の対策が必要になるかと思っておりますけれど。

通常、私なんか単純ですので通常に考えたら、まあこれぐらいはすっと町が中に立って連絡取って済むんじゃないかなということが往々にしてありますけれど、なかなか難しい。公的な管理の中でやる町ですので、難しいですけど。できるだけ堂々と、町もこういうことについてはやれるという仕組みづくりが必要かなと思います。今の個人情報の確認もありますけれど。

この将来、中でこそこそじゃなしに堂々と、町がそういうケースの場合は本人と連絡取ってみますというようにできるようなになればと思うのですが。

そういう仕組みづくりについてはどうでしょうかね。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

仕組みづくりということでございますけれども、まずは、地域、区長様からの空き家等へのご心配等もございまして、連絡等いただいて現地確認をし、所有者等、地域も含めて連絡を取るような状況もございます。

まずは、そういうところから取り組みをしてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

まちづくり課長が答弁するのですので、家屋についての中心になっているようですが、土地、放置されている土地。これなんかについてはどのようにお考えでしょうかね。

例えば、この土地が荒れ放題に荒れて、将来、パッと冬になって火がついたらバアッと燃える。こういうときに、近隣の家とかに影響を与えとか、もしくは、荒れ放題で虫やトウが発生して困るとか、いろいろな状況はあると思いますけれど。土地の場合も同様な考え方でよろしいですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

土地につきましても、先ほど申しましたように、自分たちもどの土地が荒れているかとか、草が生えているかとか、そういうところがまだ状況が把握できてないのが実情でございまして、その点についても、近隣の皆さまとか地区区長様からの連絡をいただいた上で、対応することとなると思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

そしたら、例えば、そういう心配される方はですね、町の方に連絡を取って、それぞれの担当部署に連絡取れば、一応対応はしてくれるという考え方でよろしいですか。

相手とか、その土地の所有者に連絡を取ってみるというようなことはできるわけですか。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (金子 伸君)

再質問にお答えします。

実際、土地関係については今の状況で私たちの課の方への連絡等はございませんけれども、その家屋が空き家になっており、草が周り生い茂っているというようなときには、やはりその状況を把握した上で、対応はしていくように致します。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

よく危険家屋、放置土地なんかについて、やはり周辺住民が心配される場合に、その心配事をどこへ持っていったらいいのか。町民は、個人情報があるからちょっと難しいんじゃないのかなというように心配を先にしてしまってますね、心配が途切れないというようなことになってくるわけですので、ぜひ町民からの心配事は町の各担当部署に連絡してくださいと。そこで対応しますというようなことを、もうちょっと町民の間にも浸透できるようにアピールしていただければありがたいかなと思います。

次へいきます。4 番、医療対策について。

子どもや病人を抱える家庭での医療の心配事について、町はどのように考えていますかということです。

これは、今回の議会の中でも、何人か同僚議員の質問の中にも含まれるようなことでございますけれど、我々が生活していく、町民が生活していく中で、子どもや寝たきりの方や、それから緊急に起きる事故傷害、こういうものが後を絶たんわけですけど、そういう心配をじゃあどのように汲み取っていくか。

日常ではその病院があり、昼は、心配なら病院へ連絡してください。それから、緊急の場合は救急に対応できますとかいう、日常生活の中では構えられておりますが。今言う、単独で、力もなくなった、体も動きにくくなった、こういうようなときに、じゃあどこへ相談すればいいのかということが出てきますので、まず、そういうような方面から町の考えをお聞きします。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは山崎議員の一般質問の、家庭での医療の心配事についてお答え致します。

子どもや病人を抱えるご家庭での医療の心配事については、子どもの様子に変化があったり、病人の方の容体が急変することなどが想定されますが、救急時の対処方法については、救急車を迷わず手配することが大事であると考えております。

救急でない場合につきましては、ご家族等による搬送、公共交通およびタクシーなどをご利用いただき、かかりつけ医や医療機関を受診していただくこととなります。

なお、夜間にお子さんの急病で心配になった場合は、こうちこども救急ダイヤルは 365 日対応で、相談時間

は午後8時から翌日の午前1時まで、看護師が電話で相談に応じておりますので、ご利用ください。乳児健診等の際に、チラシにより周知を行っている状況であります。

また、病気やけがのときに迅速に適切な医療機関を紹介する高知救急医療情報センターは、救急医療情報システムを年中無休で24時間体制により運用するために、今、高知県、市町村および高知県医師会が設立した一般財団法人ですので、こちらをご利用いただきたいと思っております。

そして、土日や祝祭日以外の8時30分から17時15分までには、町へ個別で相談があった場合や地域などから情報提供があった場合には、保健師が電話や家庭訪問等による健康相談の対応を図っている状況であります。そのほかには、あつたかふれあいセンターを中心に医師による健康相談等を実施している状況でありますので、こちらでご相談していただくこともできますので、ご相談にお越しく下さい。

町と致しましては、現時点における対応の考え方でできることとなります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

今の答弁で2番に関することも入っているようですが、2番にちょっと移ります。同じようなことになるかと思っておりますけれど。

黒潮町の医療の充実について、前向きな安心策はないのか。夜間土日の対応に新たな方策はないのか。黒潮町での緊急対応は消防の救急対策だけにしか頼れないのかという質問でございます。

これはですね、1番もちろんそうですけれど、我々の日常から外れた夜間、祝祭日、こういうようなときに何が起こるか分からん状況のときに、先ほども答えもくれたわけですが、どこどこへ連絡が取れるの、ということ。それから誰が聞いてくれるの。こういうところが、町民の皆さんに明快に分かるようなシステムというか、そういう広報といいますか、そういうものが欲しいわけでありまして。

通常元気な者、イメージがすぐ元気な者だけに限ってくるわけですが、今言う、自分のこともよろしいような状況の方たち、それからいろんな連絡しても、電話もまともに回せないというような状況になったときにですね、早めに行政とお互いが、ここにこういう方がいるから、こういう心配の時にはこうしてくださいよというような対応が取れないかどうかということです。

似たような答えになるかと思っておりますけれど、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは山崎議員の一般質問の、医療の安心策、夜間土日の対応、緊急対応についてお答え致します。

まず、医療の充実についての安心策についてお答え致します。

黒潮町には佐賀地域に町立の拳ノ川診療所と民間の佐賀診療所があり、大方地域には民間の大方クリニックと出口クリニックの、計4つの医療機関があります。しかし、入院等ができる医療機関はございません。また、4つの医療機関に勤務する医師は町外に住む状況にありますので、勤務時間外の対応はできないのが現状でございます。新たな病院等の建設や誘致は難しい状況でありますので、現在ある町営診療所の維持と、民間の医療機関がこれまでどおり町内で営業を続けてもらえることが必要不可欠であります。人口の減少や病院を経営する方々の年齢も高くなっているところから、近隣市町の民間の病院等においても、自然淘汰されていくことも、一定想定していくことも必要になるのではないかと考えております。

しかしながら、黒潮町内で生活をしていく上では医療は欠かすことのできないものでありますので、近隣市町や医師会ならびに町内の医療機関と連携またはご協力を賜りながら、医療サービスが受けられる環境を町内に残していけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、夜間土日の対応策についてお答え致します。

基本的には、先ほど答弁させていただきましたとおり、今後も、答弁致しました考え方や町でできることで対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、緊急時は消防の救急対応しか頼れないのかについてお答え致します。

現実的に考えて、緊急時は消防による消防車を迷わずに呼んでいただきたいと考えております。政府広報オンラインによりますと、突然の重い病気やひどいけがなどをした人に応急手当を行い、適切な医療機関に搬送するのが、救急隊の役目です。緊急性が高いと判断したときは、迷わず救急車を要請してください。

一方で、救急車や救急隊の数は限られていますので、症状の軽い方が安易な救急要請をすることは望ましくありません、とありました。このことから、緊急時には応急手当を行い適切な医療機関に搬送するためにも、消防による救急車搬送が適当と考えております。

議員がご心配されることはごもっともな心配であると考えておりますが、現実的には、先に答弁しました環境しかないと考えております。

今後は、他の市町村や国内の状況等も注視し、環境改善できるように取り組んでいきたいと考えております。

そのほかに考えられることは、地域の中でのつながりにより人間関係の構築等で対応が図れることが一番望ましいものであると考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私、お願いがあるがですけれど。

今、現状で、例えば困った人、医療とかそういう、夜、夜中とか、それから時間外とかで困った方がおる場合には、現状では、こういう医療機関があります、こういう子ども何とかダイヤルがありますというような、この今の状況。行政ができる状況をフローチャートで、何か1枚の紙でも構いませんので、各家庭に連絡先が分かるようなものを構えていただけないかなと思うがですけれど。緊急時はどこそこ、救急はこういう状況と。それから、医療は今週はこういう機関です。それから、心配事は子どもダイヤルとか、それから、最終的にはその包括支援センターの誰が何時までおりますとかいうようなことまである程度詳しく書いてですね、困った方の連絡網、医療の絡みになる連絡網が、そういうものがないかどうか、ひとつ。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

今ご質問の、緊急時とか夜間の医療とか連絡先の住民の方に周知ということですので。

この周知の方はできますので、どういう形式になるかちょっと検討をさせていただいて、周知の方法を考え、したいと思います。

以上です。



議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

3 番ですが、町が補助を出して、介護のタクシーを構えるかどうか。そのような方法を見いだせないか。

これは、わが町にはタクシーも 1 件ありますけれど、生活に余裕のないような状況の方も多くおられますし、できるだけその緊急時、救急隊を呼びたくない、呼べない状況の判断で、どっかに連絡すれば誰かが迎えに来てくれる。こういうようなものがないかなということです。

介護タクシーもいろいろ条件がありまして、介護ができるような運転手とか、いろいろ状況がございます。それから補助とか、当然お金も掛かりますので。まあ何が、その一番困っている方が救急を呼ばなくても、それなら町の方からこういう状況で迎えに行きますとか、ここへ連絡が来ればこういう送り迎えができますというような、そういう。私の考えは安易でありますけれど、できないかということです。

お聞かせください。

議長（小松孝年君）

健康福祉長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは山崎議員の一般質問の介護タクシーについてお答え致します。

介護タクシーは自分一人では車に乗ることが困難な方や、要介護 1 以上の介護が必要な高齢者が外出する際に利用できる車両のことで、乗務員は介護職員初任者研修以上の資格を持っていて、車両の乗り降りだけでなく、家に入って着替えなどの支援も行います。

介護保険法でいう介護タクシーの利用には、介護保健の適用を受けられますが、一定の条件があります。まず、自宅で生活をしていること。要介護 1 以上であること。担当ケアマネージャーが必要なものとして、ケアプランに記載することです。そして、利用者は介護タクシー会社と介護サービスを受けるための契約をして、利用することとなります。

現在、介護タクシーの事業所は黒潮町にはございませんが、近隣の市町である四万十市で 6 事業所、四万十町で 5 事業所となっており、町内の介護タクシー利用者は近隣市町の介護タクシーを利用しているものとなっております。議員のご質問のとおり町で介護タクシーを構えることとなれば、訪問介護サービス事業所としての指定が必要となります。

また、町が補助を出して新たな介護タクシー等の事業所の設置を支援することは、既存のタクシー事業所も町内にあることから難しいと判断しております。

繰り返しとなりますが、医療機関等への移動手段としては、現状による、緊急時には救急車を、通常の医療機関の受診に対してはご家族等や公共交通を主体にご利用いただきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

先ほどの答弁では、タクシー会社があるために介護タクシーは難しいというような考え方を持っておられるようですが、通常バスに乗る、それから電車に乗る、こういうとこまでいかない、いけない状況の人、そういう場合をどう支援していくかということが大事なことじゃないかなと思います。

我々は自分らが平然と日々を送っております。体が動く、それなりの生活能力もある。じゃあ、それ以外の

人、その距離が遠い。それから身体が不自由、それから自分の考えもあまり力がなくなった。そういうような状況のときに、いざというときの発進できるものは何かないというところで、こういう一つの案として挙げただけではありますけれど、大事なことではないかなと自分では思っておりますので。

同業者があつてなかなか難しいとかいうことがありますけど、では、そのタクシー会社の方にそういうことも踏まえて、プラスアルファのそういう仕事ができるような仕組みはできないんでしょうかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

既存のタクシー会社の方に介護タクシーのようなことはできないかということですが。介護タクシーには普通のタクシーを利用しながら、介護認定を受けておれば、ヘルパーさんの同乗というこで一緒に乗っていただいて乗り降りの介助、それから機械等の介助とかいうふうにできますので、その点を、普通のタクシーを呼びながらヘルパーさんも同乗というような方法でご利用いただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ちょっとそういう、利用するヘルパーさんにも乗ってもらう。そういうような条件を町民の方が皆さん知っているかどうかということになってくるわけで、先ほどのちらっとじゃないですけど、町が今現在できる、こういうサービスができますよというところをもうちょっと町民の方にですね力強く案内できる、そういう仕組みをやっていただきたいと思います。

町がどんなことができ、どこへ行ったら何ができるということまで各個人は、特に高齢になってくると分かりません。分かってないと思います。だから、1 枚のビラを作ってですね、こういう状況のときには最悪でもこれを見て、普段から日頃からこういう方法がありますということは伝えるべきやと思いますので、それも併せてひとつ、連絡というか広報というか、周知をしてあげればありがたいなと思います。

はい、分かりました。

次、町道対策について、5 番です。

町道の側溝で未設置の箇所はどれくらいあるのか。今後の設置予定はあるのか。

危険な箇所は防災上も検討されるべきと考えるがどうかという質問でございます。

この1 番目の質問で分かりますかね。まず、お答え願います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞夫君）

それでは山崎議員のカッコ1 の、町道の側溝整備についてお答えを致します。

町道において側溝の未設置の箇所はどれくらいあるのかとのご質問でございますが、現在、黒潮町内の町道は500 路線、延長にしまして約243 キロメートルの道路延長がございます。側溝未設置の箇所につきましては、十分把握ができていない状況でございます。特に中山間地域の町道におきましては、未整備の箇所が多くある現状であります。

側溝が未設置の場合、豪雨時、路面水により舗装が損傷する原因にもつながってまいります。

今後の設置予定についてご質問がありましたが、現在、計画的に進めています社会資本整備総合交付金事業や町単の地域整備事業および道路維持費等の予算の範囲にて整備を進めてまいります。

また併せて、危険な個所は防災上も検討されるべきとご質問もありましたが、整備個所につきましては、町道の現状を十分調査の上、特に道路幅員が狭い個所や、災害時の避難路として位置付けられています路線につきましては優先的に検討を行い、安全安心な道路整備に努めてまいります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

なかなか側溝もこれだけ延長がありますと難しいと思いますが、把握もできてないということもありますけれど、できるだけその未整備の側溝がどれくらいあるのか。今、工事費に換算してどれだけやらなければならないのか、やる必要があるのかないのか。こういうことも併せてですね、今後調査もしていただきたいと思います。

それから、南海大震災のとか予想される中で、この側溝、ここは直していかないかんねというがは、やはりもう一度現地確認されて、やっぱり重点的な所は調べていただきたいと思います。

既に、側溝がなきために車が落ちたとか、そういう状況が聞かれます。そういう所は例えば、個人からの情報が役場にない場合もありますし、それから、できるだけ役場に連絡していただく。こういうような配慮、そういうこともしていただきたいと思います。

どれだけそういう個人からの要望があるのか、現状を分かってる範囲で、課長の方でこんなんよ、こういう要望は何件ぐらいありますというのがあれば教えてください。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞夫君）

それでは山崎議員の再質問にお答えを致します。

側溝の整備等につきましては、舗装の修繕も同様でございますけれども、毎年各地区の要望でかなり挙がってきております。現在、ちょっと手元に資料がありませんので件数は今のところ言えませんけど、かなりの数が出てます。

確かにその道路幅員が狭い個所につきましては、蓋付きの側溝を整備をしますと、一定道路幅員が確保できるという利点もございますので、先ほど言われましたように地区要望の個所とか、今後、また建設課、まちづくり課の方で道路パトロールもしておりますので、そういう所を整理をして、今後の予算の範囲内で進めてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

その地区要望は、毎年地域でまとめて重点課題というようなことで挙げていくわけですけど、声なき声をどう吸い上げるかいうところもありますので。できたら町の窓口もですね、地区要望でやるものはやるもので当然力を入れてやっていただければなりませんけれど、やっぱり聞く耳を持つということが大事であろうと思いますので、いつでも、誰でも、道路行政について困ったことがあれば連絡してくださいと。今すぐ対応はできませんですけど、何年までにはこのことは忘れず対応していきます、検討していきますというようなことが町民に浸透した方がいいんじゃないかなと、私は考えますので。

ぜひですね、町民に聞くということも大切じゃということはどう考えるか。

もう一回お願いします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞夫君）

それでは、山崎議員の再質問にお答え致します。

町民の声を聞くということは当然大事なことでございまして、当課につきましても地区要望以外のお問合せも連絡が多数あります。その際ですね、なるべく早い段階で係員を現場調査を行かして、その付近の見通し等もお知らせするようにしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

行政の仕事は多岐にわたりますで大変忙しい、大変厳しい中であります。どれから優先するかも大変な仕事であります。これからもぜひですね、町民の声を聞きながら、行政に頑張っていただきたいと思います。

次にいきます。ルート56号バイパスの横断は難しいと感じるが、安全な横断方法は何か考えられないかということですか。

これはまあ、先輩議員、同僚議員がいろいろと質問もされておりますが、地元で新しいこのルート56号のバイパスについて、地域から出て横断する箇所が何か所もございまして。これはもう日頃の生活の糧ですので、そこを通る方が一番便利がいい。だけど、このルート56号の大きな流れがだあっと流れておりまして、なかなかそこを横切るのは、信号がない箇所は特に難しい。事故も起きかねない。

じゃあ、もっと何かいい方策は考えられないのか。少しでも前進できるような方向はないのか。このように思いますが。

まず、町の行政の方でルート56号後の方策、何か考えがあるか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは町道対策の国道56号バイパスの横断方法についてのご質問にお答え致します。

国道56号大方改良が今年3月24日に供用開始され、半年が過ぎました。新しくできた大方改良の起点側の早咲地区から芝地区までの区間で、交差点や三差路が計15カ所と確認をしております。町道との交差点、三差路が13カ所、県道との三差路1カ所、早咲地区の地域道の交差点1カ所となります。また、この区間で信号機の設置箇所は4カ所であり、横断歩道設置のみが3カ所、横断歩道なしが8カ所となっております。大方改良の道路幅は10メートルでございます。右折レーンがある所は13メートルとなります。

信号機のない横断歩道は幅員も広く、大変渡りづらく危険である、また、自動車の国道進入に苦慮していると、住民の皆さまから声や地域からの要望も出されているところでございます。

町と致しましては、供用後においても、大方改良の安全対策に全力で取り組んでいくとのお約束もさせていただいております。これまで、国土交通省とともに高知県警本部への信号機設置の要望や協議に伺っているところです。

議員ご質問の安全な横断方法については、やはり信号機の設置だと考えております。現在、まだ設置個所の

決定までは至っておりませんが、引き続き、住民の皆さまの安全のため、一日でも早い設置に向け取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

行政の方もいろいろと心配されております。が、今、私があそこ通って感じるのに、一番は横断する側の道路に、ここで止まれとか、いったん停止とかいうような状況が文字で書かれてないかなというふうに見えます。

やはりお互いが、車で乗る方、それから歩かれる方、それぞれ注意を促すような表示の方法が、今の現状で大丈夫かなというふうを感じる個所があります。交通事故をさせないように、そして、安全に横断できるようにというのが当然、我々が日頃から考えておかなければならないことです。

信号機を増やすということはですね、これは地元の方にしてみりゃ、信号機があつて安全に止まるときは止まって、車がぴたっと止まって行ける方が一番ベターだと思います。ただ、このバイパスの目的、どのような目的で造られたのか。今、快適に西から東、東から西へ走る車は、信号が少ない方が快適に通勤、通学できるというところがございます。そこらの兼ね合いがあります。一番はお互いが、このバイパスを利用する運転手も、運転の方も、それから横断する運転の方、歩行者、こういう方たちもここは気を付けなければならないというような、何らかの印とか看板とか、そういう表示が必要ではないかな。

それから、横断の際には、児童の通学であれば旗を持って渡るわけですけど、そういうようなやはり見えるものが必要じゃないかなとも思いますけれど。これは総合的に判断されなければならないと思いますので、できるだけ安全な方策を練ってですね、考えていただきたいと思います。

私、役場へ入ってくるときに、出入りですね、この役場の下のこの道路もかなり見にくいなど。例えば、西から東へ来る車なんかはいつ来るのかなということで、いったん当然ちゅうちよするわけですし、それから役場から出る場合も、役場の看板が邪魔だなと。大きな看板が、西の方向をこうを見たときに、ちょっと邪魔かなという思いもあります。ほんで、もうちょっと横断歩道の前まで、ルート 56 号まで出なければ安全な確認できないというような状況があります。これらは道路の構造上、難しいことかなと思いますけれど。そういうところを現場をもう一度歩いて、考えていただきたいと思います。

地元の住民のことを考えるならば、やっぱりみんなで現場行って、どの路線、どの横断のとも、ここはもっとこうの方がええなということが見えてくるかと思っておりますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

現場確認とか、もう一度やっていただけますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

3 月に供用開始、開通致しまして、やはり事故も起こっております。そういう中で、各地区、区長様はじめ、地域の方々と開通後に現地を歩き、危険個所等の把握もしております。

そういう中で、先ほど申しましたけれども、信号機の設置個所、もう 4 カ所要望、各地区から挙がっております。それを、やはりそういう所を要望個所を一つ一つクリアしていく、取り組んでいくことをまず第一に考えておまして。先ほど、議員の方から、町道等から出入りする所の看板とか、止まれの表示とか、そういうことにつきましては、高知県警の公案委員会の所管になってきます。そういう所への要望というか協議等も必要になってきますので、それも今後含めて、また地域の皆さまとの協議もしながら、対応をしていきたい

と考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

黒潮町の皆さんが安全で安心な町づくりになるように、ルート 56 がせっかくできたので、バイパスができましたので、この利用価値もますます上がるように、両方兼ね合うて心配していただきたいと思います。

3 番に移ります。町道成又熊野浦線の道路改良について、今後の予定をお聞きしたいということです。

これは現状を言いますとですね、私の感覚ではどうも、あら、ここは熊野浦の方向に向いて最終段階のカーブに入るまでの所ですが、30 メーターか 40 メーターかかるかは分かりませんが、ちょっと狭いなという感じが見えます。

ここら辺りの進捗の状況、まだまだ今後予算がつけばやるのかどうか。そこらをお聞きします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞夫君）

それでは山崎議員のカッコ 3 の、町道成又熊野浦線の道路改良についてお答えを致します。

町道成又熊野浦線につきましては、平成 14 年度から平成 27 年度にかけて、辺地対策事業および社会資本整備総合交付金事業を活用しまして、道路改良を進めてまいりました。

改良計画としましては、当時全体延長が 1,030 メートル、幅員が 5 メートルにて計画をしまして、現在までの改良済み延長は 815 メートルでございまして、未改良区間、県道中土佐佐賀線までの区間でございまして、215 メートルとなっております。

平成 28 年度以降につきましては、佐賀保育所の津波浸水区域外への移転に伴いまして、町道伊与喜学校線の道路改良が必要となりまして、未改良区間を残して、暫定的に現道へ接続している状況でございます。

現在、町内の道路改良につきましては、主に社会資本整備総合交付金事業を活用し、長期計画に基づきまして進めていますが、近年、通学路対策路線や橋りょう修繕の増大により、町道成又熊野浦線の未改良区間に着手できていない状況となっております。

今後は、計画の見直しも含め、町の財政状況を考慮の上、社会資本整備総合交付金事業や有利起債等での計画はできないか検討をしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

そういう状況のようでございますけれど。

何年か前にこの工事が改良の部分があって、かなりの金額を掛けて擁壁もし、道路の幅員も広い部分もございまして。途中で途切れたような状況は町民から見ても、それから、災害時の迂回路線、ひょっと小黒ノ川から下が水害でやられたとか、通れないとか、状況のときに、やっぱり迂回路線としても大事な路線になると思いますので、できるだけ早めにそういう計画を練っていただければと思います。

我々の道路ですので、特に、あまり現状では利用される車が少ないかも分かりませんが、最初の目的で改良していきたいというのであれば、できるだけ早くやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩します。

休 憩 10時 29分

再 開 10時 45分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小永正裕君。

1 番（小永正裕君）

それでは、最後になりましたが、お昼までにすぐ終わらせるように努力したいと思います。よろしくお願ひ致します。

まず1問目ですが、黒潮町のまちづくりについて。

カッコ1、これまで、どういう方針で取り組んでこられましたか。

3つ書いてありますが、地震津波対策、それと少子化、それから町政振興等々と書いてありますが、町政振興の方を削りたいと思います。1つだけ、町政振興の方で、構わなかったらやらしてもらったと思いますが、もし執行部でそれはできんと言われましたら取り下げます。

まず、地震津波対策についてどんな取り組み方をされてきたか、お伺いします。

議長（小松孝年君）

1番、全部一緒に構わんですかね。一問一答ですんでね、後でどんどん分けてやってもよろうたらいいです。

取りあえず、通告書に沿って一応答弁していただきますので、よろしくお願ひします。

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは小永議員の、黒潮町のまちづくりに関する取り組み方針につきましてお答え致します。

まず、黒潮町では、マスタープランの位置付けである黒潮町総合戦略によって各分野の方針を示しており、その方針に沿った取り組みを行っているところでございます。

地震津波対策に関しましては、主に、防災基本計画におきまして基本的な考え方を記述し、一人の犠牲者も出さないための、南海トラフ地震、津波対策を進めるに当たり、命を守る、命をつなぐ、応急期、復旧、復興と、それぞれの段階で取り組みを進め、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係者や事業者、そして町民が一体となって、ハードとソフト両面からの対策を織り交ぜながら、多重的に対策を講じていくこととしております。

また、少子化や町の振興施策と致しましては、創生基本計画にその取り組みの方向性を示し、地産外商により、安定した雇用を創出する。新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくるといった、4つの基本目標を掲げ、若い世代が就業意欲のわく産業構造、所得底上げを目指した産業振興を中心に、また、移住や少子化対策に関する人口対策を盛り込んでいるところであり、将来の人口にスポットをあて、2060年、6,800人の達成を目指して、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番 (小永正裕君)

ありがとうございました。大変幅広い取り組みをやっていただいているようでございます。

これから順番に聞いてよろしいですか。

議長 (小松孝年君)

はい、一問一答で。掘り下げてやってください。

1 番 (小永正裕君)

地震ですね、まず。先に書いてある。地震のを聞きたいと思います。

240 本の避難道を 31 年度までに造るというふうな計画でございましたが、大体それはもう完全にできてしまう予定でしょうか。

それから、先ほど山崎議員から、危険な家の取り壊し。これの強制的にできるかできんか、みたいな質問がありました。私んとこの近所でも、ブロック塀、2 メーターくらい高いブロック塀が老朽化して、道の方へこう曲がっているようなブロック塀があるんですけども。それがその大きな敷地で、囲うようにできてるわけです。そういうのを強制的に撤去できないかどうか、いうことも併せて教えていただきたいと思います。

先に、こちらの方から。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

再質問にお答えしたいと思います。

避難路に関しましては、今年度、昨年度からの繰り越し分がありますけども、その繰り越し分が完了すると、213 路線全て完了ということになります。

また、ブロック塀に関しましてですけども。ブロック塀は個人の方の申請により、その撤去できる状況にあるブロック塀に対して対応しておりますので、強制的な撤去はできないというふうに認識しております。

議長 (小松孝年君)

小永君。

1 番 (小永正裕君)

じゃあ、ご本人が同意できないとどうしてもできないわけですね。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

現状では、本人の同意がないと撤去できないということでございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

1 番 (小永正裕君)

ご兄弟がおられまして、妹さんの方は、自分がお金を出すからやっていただいて構いませんという方がおられますけども、そこにお住まいの兄弟の方がなかなか話ができないということがあってですね。それでも避難道になってますんで、すぐ近くの道が。で、みんな危険を感じて、何とかありませんかというふうな相談がしょっちゅうあるんですけど。どなたが見てもそれは危ないねみたいな、すぐ分かることなんですけど、それでもやっぱり、お住まいの方が同意しないと何もできないということですか。



議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

あくまでも、個人の方の所有物でありますので、行政の方が強制的に撤去することはできないと思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

そしたら、何としても、住んでるご本人のお金は、別のご兄弟が出してくれる、負担金を出してくれても、住んでる方が同意しないと駄目、ということですよね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

あくまでも所有者の方の同意がないと、できないというところでございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

それ、あれですか。口頭の許可をもらうとかいうふうなことだけで構いませんか。ご本人。

それとも、印鑑とかそういうものは要るもんですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

申請書を出していただきますので、その際に、ご本人さんの記入が必要になってきます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

この前、3.11 の、全国を回って言い聞かせというんですかなんか。何かそういうグループの人が来ていただきまして、私も聞きに行ったんですけども、大変参考になる話でございました。全国でも黒潮町に一番先に来てくれたという話でございましたので、うれしかったんですよ。

山間部の方の被害とか様子は語ってはなかったですけども、やはり津波の印象が非常に強くてですね、その津波に対しての心構えとか、注意すべきこととかいうふうなことをいろいろと語ってくれました。

とにかく我々が今ここで、避難のサイレンが鳴って防災訓練やってますけども、津波到達が20分というふうな想定でやってますけども、この語り部の方たちの言うことは、15分という数字を覚えていてくださいというふうなことを繰り返し言われておりました。それは、津波というものがぬっとこう姿が見えると、もう終わりだということなんです。防波堤の所へ急に波が高くなる。それ見るともう間に合わん、というふうなことを言われてました。

こちらの昔の言い伝えとか、地元の町史とか、そういうの読んでますと、まず、鈴波というのが起こるというふうなことを、私も古老の方から、そういうことを1回聞いたことがありますけれども。まず、引く。潮が引く。それを見に行くないという話は、子どものときから聞いたことがありますけど。そのとき、鈴のように



それから、先ほどの話に戻りますが、語り部の方たちが言われたことで非常に私ショックやったのは、亡くなった人はどんな人かというわけです。逃げなかった人、それは当然そうなります。最初から諦めてる人。それから、逃げられなかった人。板とか、テレビとか、そういうところに挟まれて、ちょっと動けなくなってきたような人。あるいは、入口の玄関がなかなか歪んで開かなくて、外に出られなかった人とか。そういうふうな障害物の関係とか、あるいは、自分の体がどっか痛んだとかいうふうな人が、素早い行動ができなかったりとかですね。

それから3番目に言われたのが、助けに行っただけの人。これ、消防団の人とか、警察官。ショックやったですね、やっぱり。その人たちが犠牲になっている。それでまたある所では、海岸から200キロくらい山の方に行っただけで、高台の、30メートル以上の所で津波を観察しておいた消防団3人が津波に巻き込まれて、3人とも亡くなった言う話も現実としてある。だから、逃げるときは、必ずより高い所、より高い所へ逃げるように。例えば一時避難所へ逃げても、そこにもひよっとしてまた、様子を必ず見てないといかんいうていうことを言うわけですね。それで潮の具合を見て、より高い所へ逃げれるようにしてないといかんというふうな心構えを持つときなさいというのが。

それとね、黒潮町でもずっとリスト作ってますけども、要支援者リストというのがあります。これ毎年公開してますけども。そこへ地元の、近所の人とか知り合いの人が、その要支援者に、あなた面倒見てくださいうふうなことを頼んで、一応、その人の面倒見るみたいな、責任感を持った人が多いですから、思ってますけども。いざ、地震、津波が来たときに、ほんとに助けられるがやろか、みたいな心配を持っているわけですね。

それで、この語り部の方たちが言うには、そういうリストはできてますけども、それと、地震のときにすぐ助けに行けいいうのは、セットになっておりませんっていう説明があったわけですよ。それで、自分の地区の人たちにそれを言うと、ある程度ほっとしたというふうなことを言われるわけです。

普段の生活で手助けしてあげたりだとかいうふうなことには、やっていただいてもええと思いますけども、先ほどの助けに行っただけで亡くなった人の話を考えるとですね、津波でんでんこと言われますが、まず、逃げることでですね。いうことを最優先すべきだなというふうなことを、実際に震災に遭われた人たちの話を聞くとですね、しみじみと理解できるようになりました。

ほんとに、リストに載った人の世話をしてあげんといかんと思える人はほんとに助けに行く人がおるかも分からん。そういう方が犠牲にならんようなことも、また教育いうか、周知もしていかないとけないなというふうに考えておるわけですね。

それから何言うかな。それとね、家族と友人とか、そういう人はどこへ逃げるか分からんけども、事前に話し合せて、こういう状況になったときは必ず私はここにおります、ここに逃げてます、いうふうなことを、家族中、あるいは近所でそういう話は常にしておいたほうが良いというふうなことも言われておりましたので、せっかく質問がありますんで、このことも皆さんに伝えておいたほうがえいかなと思って、要らんこと言わせてもらっております。

それから、今回の質問は、押しなべてそうですけどどの質問もですね、これまでに私が複数回質問したことなんです。その中で、あんまり答弁が納得いかないこととか、そんな考え方とか、こんな方がもっとえいがやらないかというふうに思うことも全部こなしておりますんで、それも加味して聞いていただいたらと思います。

この前、3月議会のときに避難道のことを取り上げて、避難タワーのことを取り上げて質問しましたけども、明らかにほんと逃げれるかなと思うような避難道なり、避難タワーがあります。昨日も吉尾議員さんが言われてましたけども、田野浦の方では急なこう配で、なかなかみんなが上がっていきにくいような避難道があるというふうなことがあっちこちあるんですけども。防災課長に聞きますと、もう見直しはしないというふうな答

弁がありましたけども。確認なり、行く必要はあるんじゃないかと思うんですけども、そういうことはこれからやっていく可能性はありますか。それとも、もう造ったおりやけん、自分らでちゃんと管理してくれと。あとはもう、余分なことはやりませんみたいな。手直しはしませんとか、足らんととも我慢してくださいとかになるんですか。それとも確認して、これは危ないなと思うようなところは手すりを作ったり、こう配がきつかったら何か、上りやすいようにしたりとか、そういうふうなことを確認するかどうか、一応聞いてみます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、小永議員の再質問にお答えしたいと思います。

避難道についてですけども、昨日吉尾議員のご答弁にもお答えしたように、新たな避難路に関して整備するといったところは、計画されていた路線が全て整備されたというところで、今後において、整備するという計画は現在のところ持っていません。

ただ、今後も要望等あります。今現在でもありますので、その要望に関しては、防災施策の部分だけではなくて、全体的な計画の中で考えていく必要があると思います。

今まで計画で挙がってきた部分に関しては、命を守るといった最低限のところは既にできてるのかなというふうに思っています。それから新たに出てくる部分に関しては、より良く、さらにといったところになりますので、そうしたところでいくと、ほかの施策と同様な形になってくると思います。

あと、避難路のこれからの管理につきましても、昨日申し上げましたように、地域の方でやっていただける部分は地域の方でやっていただく。行政の中で対応しなくてはならないといった部分があれば、行政で対応していくといったところで、それに関しては、その状況を見ながら判断していきたいというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

これからは、新しいものには手を着けるけども、これまで作ったものには、あんまり改良したりとかいうことはないというふうな意味ですかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

新しいものに手を着けるということではなくて、新しいものに関しても、今後やるに当たっては、他施策と同様に、必要性、緊急性、そういったことを考えながら進めていくということでございます。

既設の路線に関しても、危険箇所があったりとか、どうしてもここは改善しなくてはならないといった所が出された所であれば、それは現地も確認して、それがどのような避難のときに影響を及ぼすのかといったところが出された段階で、また確認をして考えていきたいというふうに思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

それは、地元からの要望を待つということですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

基本的に全ての路線を町の方でこれから点検していくということは、路線の多さもあるので、できないと思います。

そうしたことから、現象があることに関しては、地元の方に確認をしてもらった中で、こうことがあるといったところの情報が挙がっての動きになってくると思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

では、地域要望で出せばいいわけですね。地区要望で。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

基本的には、地区要望で出していただくという形になると思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

低い所の土地の集会所なんかは、一応避難所にも想定されておられますけども、明らかに浸水するというふうな所の集会所は高台へ移転するというふうなことは、そこでも地区要望で出せばある程度聞いてくれるということになりますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

集会所の高台への移転につきましては、既に田野浦であったり浮津地区であったり、対応している部分もあります。

希望がございましたら、総務課の方に基本的には相談に来ていただいて、それぞれのスキームに乗った形で対応していきたいというふうに考えます。

よろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

じゃあ、希望があればということで、採択するかどうかはまた何年もかかるということになるかも分からん。地元負担金は20パーセントくらい。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

はい、既存の集会所施設等と一緒に、10パーにしておりますので、10パーで検討したいと思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

すみません、土地代はどうなるんでしょうね。同じ。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

既存の田野浦、浮津地区につきましては、町の方で土地は基本的に準備して、その上の建物ということになりますので。

そのあたりにつきましても、地域での協議の中で決定をしていくこととなります。

以上です。

1 番（小永正裕君）

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

それでは少子化、これについてお伺いします。

さまざまな取り組みはやられておったりしますが、政府が力入れてくれて、地方でやらなくてもよくなったというものも結構出てきておりますが。

これも、これまでの少子化について力入れてきたことは、どういうふうな方針でやってこられましたかというなことを追加で聞いてみたいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

これもですね、昨日宮川議員の中で、少子化対策というところでご答弁さしていただきましたが、少子化対策を考えますときに、ただ単に子どもを増やしていくとただけではなくてですね、その課題分析というものが必要だと思います。また、そういうことをしっかりしながら、それに合った支援策をしていくということになろうかと思えます。

これまでどおり、子育て支援策、それから法を順守していくということになろうと思うんですけども、そうなった際に経済的なところも支援していく観点も必要ですので、当然産業面の振興も含めてですね、所得も上げていく。それから住みやすい町としていくというようなことが、まず基本になろうかというふうに思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

もう何十年も人口減少が続くというか、出生率はどんどん下がってきておるわけですね。高齢化いうものが先に問題になって、高齢者人口がどんどん増えていくということで、年金の心配とかそっちの方が先になって、少子化の方にはあんま目が回らんかったみたいですね。

それで、1990年、平成2年ですか、に、特殊出生率が1.57という数字が出て、非常にショッキングな数字ということでびっくりして。それから、2年後に初めてエンゼルプランという少子化対策の考えが出て、全国に少子化対策を組んでくれというふうなことからの始まりみたいですが、どんな動きがあって、その頃、1995年ですね、全国地方公共団体の約3割がまだ、人口増という現象が目立っていたようでございます。それが自然増で、まだ人口増えていたということなんです。

それが2013年になって、人口増の地方自治体が全国で1割に減少しておるとということが分かったと、政府の調査で出ておりますが。この、でも人口が増えておるというふうな市町村には何があるかということ、製造業、商業の集約が見られる。それに、人口増というプラスの面に左右したというふうなことが判明しておるといことらしいですが、田舎はどうしてもそういう雇用するような大きな企業はないわけですから、あっても少ないわけですから、どうしても若者が田舎に残ってくれるというふうなパーセンテージは少ないわけですね。

人口増というプラスの面に動くには、どうしても仕事に要るわけですね。仕事場の確保と、それに、近隣の自治体と。例えばこっち、幡多郡なら幡多郡で、みんな市町村で連携してですね、どこの町にはこういう会社がある、ここにはこういう会社があるみたいな、連携してですね、また新たな起業をしてくれるようなことを働き掛けたりなんかして、そこへ雇用を増やすというふうなことになると一番ええんですけども、なかなかそれは難しいということもありますね。

どうしても田舎ですから、農業関係、漁業関係、あるいは山林関係が多くなると思うんですけども、そこんこの業種の集約いうても、農地、海、山しかないわけですから、もう当然、自然のもので生きていくしかないわけですね。

起業したり、また誘致したりとか、そうして若者の働き場をつくるというふうな動きはないわけですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

少子化対策の中の、割とこう人口増に向けた産業面からの施策ということだと思っておりますけれども、その中の一つとして、企業誘致であったりとか、ということは一つの大きな有望な策であることは間違いありません。

ただ、なかなか難しいというのも現実ございまして、これまでと違った難しさが地方に出てきておりまして、進出したい企業の中でも、その進出する際に必要となる雇用規模、これの人員が、今地方で確保に難儀をするケースが多数出ています。

実際に地場の産業の現実にある雇用場ですらそういう状況になっておりまして、現在、企業誘致が最優先の産業施策かということ、僕は少し優先順位が下がるのかなと、そんなふうに思っています。

むしろ、その次にご指摘いただいた起業。例えば、若い方で、いわゆる知識とか経験とか手に技術を持った方で、現場で起業する。あるいは、商圈を大都市圏に設定したような起業も十分あり得る話です。

10年前と違ひまして、インフラ整備が随分進んでまいりました。そういったことを考えますと、特に情報化の部分では、10年前、都会を商圈にして戦おうと思ったときの地方の立場と現在の立場は、全く異なっております。

従って、そういう起業したいという声が多量に役場に挙げてくれば、できる限り個別のサポートをさせていただきます。ということで、今商工の方では、とにかくそういう声は全て役場の方へお届けくださいというキャンペーンも貼らせていただいておりますので、もしそういう事例をご存じの方がおられましたら、

ぜひ役場の方へご一報いただければと思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

そういう意味ではですね、町長が立ち上げた缶詰工場、非常に期待しておったんですけども、全く自分たちが思いつかないような発想で始められたわけですから、これが大きな雇用につながるかなと思って期待しておったところでございますけど。前になんか聞いたときにですね、町長の答弁がですね、今は第三セクターの経営単体の経営収支を整えるのに精いっぱい頑張っているが、目標は利益を出して、もうけたもうけた良かったね、という会社にするつもりは全くありません。こういう答弁でしたが、ちょっと私びっくりしたんですけども、最初全員協議会のときに、何とか、ゆずの、馬路村の何か、随分入れて有名になった製品があつてですね、その立ち上げとかに関わったコンサルタントの人だと思いますけれども、そういう人が町長と一緒に全員協議会のときに来られましてですね、私は町長に銭一文もらわなくて、ずっと助言、アドバイスしておりますが、こういう事業はこれからは行政で立ち上げてやらなければ雇用を増やすことはできません、みたいな話を聞いたんです。旧庁舎の議員控室で。

それで、こんなすごい人がサポートしてくれて、新しい工場を造るというふうなことを聞いてですね、これは田舎でも立派な会社になって、それから雇用も増えて、もうけた金は福祉でも何でも使えるようになって、これはええわねみたいな話になって、自分なりに楽しみにしておったわけですけども。それが、何年かしてからかはっきり覚えてないんですけど、ラボの工場じゃという話があつてですね、ラボいうたら研究室やないですか。缶詰の研究するということになって。あそこは特産品も一緒に、以前からやっておった黒糖なんかの関係もあつてですね、あと、お菓子を作ったりする人もおったりしたんですけども、それも同じ取り扱いになったみたいで。もっと最初はどっちとも成長していくかなと思っていましたけど、ラボになってしまうと、研究者、研究室になってしまいますから、商業ベースに乗るようなことはないのかなと思ひよるわけです。

ちょっと雇用の面で、伸びていくことないかなというくらい心配になってきたことがあつたんですけど、どうなんでしょうね。今後。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ちょっと、僕の方の説明を、事実誤認がございますので、それを補正させていただきながらちょっと答弁を致します。

まず、缶詰工場。現在ですね、20人弱の雇用を生んでおりまして、町全体の雇用のパートというところから見ると決して少ない規模ではないと自覚しております。

それから、ラボのお話出ましたけれども、これは当初から説明している話であつて。最初には、スケールメリットでどうしても利益を生まなければならないので、そのスケールメリットを思うとすると、このぐらいの工場投資が必要だと。ただし、それを三セクで一発目からいくにはリスクは高過ぎるので、ラボ施設に最低限の生産機能を付加した施設で、いわゆる目いっぱいちっちゃいやつですね。それでスタートさせていただきたい。しかも、その施設のスケールでは利益は恐らく出ないので、できるだけ早期に大規模化を図るために研究開発をしっかりと進めていく、という説明でスタートしたのがこの事業です。このとおりの説明を、当初からやっています。



しかしながら、なかなかその大規模化を図るタイミングがない。つまりですね、今もっと雇用拡大のために、実はハローワークにも常時出しているんですけども、応募がないというのが現状です。これはうちに限った話だけではなくて、よその業者さんもそうなんですけれども。

そういった中でですね、大規模化を図るタイミングがないために、今のラボで、今の従業員は一生懸命頑張っておられるわけですね。それで当初自分たちは、あのスケールでは利益は出ませんと議会でも説明をしたんですけども、今、何とか帳尻が合うところまで来ました。これは現場の努力です。そういったこともしっかりとですね、把握をいただいた上でのご質問いただければと思います。

それからですね、この缶詰工場、最初に言いましたけれども、企業単体として利益を生む会社ですと、それは単なる雇用対策でしかないわけで、それを三セクでやる。つまり、行政が踏み込んでやることに意味がほかにないですね、そこまで踏み切れんわけです。つまり、三セクで培った知見とか知識とか、あるいは販路とかノウハウとか、こういったものが町内業者に波及効果が出てこそということなんです。

今、缶詰工場に派遣していた職員は、今町内にある経営体の経営指導を行っているのをご存じでしょうか。そういったOJTを卒業してきた職員が、そのレベルまで育っている。これも一つの大きな成果です。

これまで、残念ながら私がお預かりしたときの黒潮町役場にいなかった人材が、今既に何人も育ってきていると。これだけでも大きな産業施策の大きな柱を、これからどンドンどンドンつくり上げていくときのおつきな資源です。こういった効果もしっかりと出ているので、しばらく長い目で見ていただければと思います。

その上で、今回の高速道路のお話、あとから出ると思いますけれども、缶詰工場がどうしても引っ掛かるようになっていきます。これが一定、大規模化のタイミングだとは思いますが。ただし、現在の人員の確保の困難性を考えると、6年前、7年前に皆さんにご説明したような、あのくらいの大規模な工場の設置というのは、人員的には少し難があると思っています。従って、移設するなら移設するで、その規模の適正化も図らなければなりませんけれども、それはもう少しお時間をいただいた上での協議。その上での、議会へのご提案ということになるかと思います。

従いまして、総じて申し上げますけれども、当時を思い出していただきたいと思います。現在のように有効求人倍率が1.0を超えていたような時代ではなくて、全県下で0.45、幡多では公表値が0.25。しかも実質となりますと、恐らくその3分の1、4分の1です。つまり、どこにも働き場がない。そういったときに行政が、将来も見据えた上で、現況の雇用対策もしっかり打っていく。これは、当時自分たちが一番求められていた姿勢であって、少なくとも失敗事例にはなっていないと自負をしております。

議長（小松孝年君）

小永君。

今の要旨の中で、少子化についてからいったわけですね。ただ、あまりこの要旨の方からずれていっていただきますので、ちょっと注意します。

それと、三セクについては一般質問の対象にならないので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

1 番（小永正裕君）

議長。そうですね。少子化と、雇用というような、関係が類似するのではと思って、質問を。

議長（小松孝年君）

はい。そちらの方向でいくんだったら構いませんので。

小永君。

1 番（小永正裕君）

はい。これからの、町政振興は取り下げ。

今の少子化、新たな対策があれば、どういう対策ですか。教えていただきたい。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答えします。

新たなといいまして、今ここですぐ出るということではないのですが、今現在進めている施策につきまして、今しっかりとPDCAを回すということにしております。検証も含めながら、さらに手を打っていくということになろうかと思えます。

今、立ち上げておりますこの戦略の全てクリアしたとしてもですね、2060年、6,800人というのはまだまだ厳しい状況でございますので、当然あらゆる施策を打っていく。今できなくてもですね、将来的にできる施策を考えながらやっていくということになろうかと思えます。

また、それぞれ検証しながら、皆さんのご意見も聞きながら、また、現状が変わっていく、社会情勢も変わっていく中で、それに見合った対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

それでは、大きな2問目の方に移ります。

決定されたという、佐賀大方高規格道路のルートについて。

議長（小松孝年君）

小永君。

カッコ1、2、3とあったんやけど、今のはどうしますか。全部混ざったような形になりましたね。

1番（小永正裕君）

最初それを問うたんですけども、一緒にやれということでしたんで。

議長（小松孝年君）

ちょっと間違えてましたね。

それでは、大きな2番の方に移ってください。

1番（小永正裕君）

この、1問目のカッコ3番のことを言われてるんですか。1問目のカッコ3番。

議長（小松孝年君）

1問目のカッコ3番、これからの対応についてということですか。

1番（小永正裕君）

のことを漏れてるということですか。

議長（小松孝年君）

いや、ちょっとね、本来なら地震対策について要旨があれば分かりやすくいくんですけども、地震対策、少子高齢化、全部その要旨の中に混ざってますのでね。その結果というのが2番になってるわけですけども、全体的な流れでいけば分かったのですが、ちょっとこう個別でいったのでちょっと分かりにくくなってましたので。

もう全部答えはいただいたという判断でよろしいですか。

1 番 (小永正裕君)

ええ。そのカッコ3番のつもりで、これからの対応について今、聞いて。

議長 (小松孝年君)

すみません。ちょっと自分も悪かったかもしれませんので。

それでは、大きな2番の方に移ってください。

1 番 (小永正裕君)

そしたら、大きな2番のカッコ1に移ります。

国交省の行ったアンケート調査の内容を説明願います。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (金子 伸君)

それでは、佐賀大方高規格道路についての国交省の行ったアンケート調査の内容についてのご質問にお答え致します。

四国横断自動車道、佐賀、四万十間におきまして、国土交通省が平成25年12月11日に、計画段階評価として第1回四国地方小委員会で審議を開始し、平成26年2月4日から2月24日にかけて、旧中村市および黒潮町の住民の方々、全事業所、自治体も含めまして41団体、また、幡多地域の道の駅、物産館等で、1回目のアンケート調査が行われております。

調査内容は、問1として、あなたの住む地域の課題はどのようなものがありますかにつきまして、5つの項目、Aとして、地震や津波の発生により、地域が分断され孤立する。Bとして、高度な医療ができる病院が遠く、時間がかかる。Cとして、高齢化が進み、若い世代が地域から流出している。Dとして、水産業など、地域産業が伸び悩んでいる。Eとして、観光資源は豊富だが、観光客が増えないに対しまして、5段階、そう思う、やや思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない、の中から評価していただいております。

問2として、あなたの住む地域には、どのような役割を持つ道路が必要だと思いますかにつきまして、5つの項目、Aとして、地震、津波に強く、国道56号の代わりとして利用できる道路。Bとして、災害時の円滑な救命、救助活動のため、地域の防災拠点施設や避難路と連絡できる道路。Cとして、大きな病院へ早くスムーズに行くことができる道路。Dとして、速達性、走行性の向上により、産業振興につながる道路。Eとして、交流促進により、広域的な観光振興を支える道路に対しまして、問1と同じ、5段階から評価していただいております。

また、問1、問2で、5つの項目以外で自由意見の欄も設けております。

問3として、その他、佐賀、四万十間について、意見や要望があれば、自由に書ける欄を設けております。

そして、平成26年6月5日に第1回意見聴取の結果を基に、対応方針案の検討、第2回意見聴取方法案を審議し、平成26年9月24日から10月22日にかけて、1回目と同じ地域、事業所、道の駅等へ、2回目のアンケート調査が行われています。

2回目の調査内容は、問1として、あなたの住む地域にとって、望ましいルート帯案を考える際に何が重要だと思いますかについて、Aとして、国道56号の代わりとして利用できること。Bとして、災害発生時に円滑な救命救助活動のため、地域の防災拠点施設と連絡ができること。Cとして、津波発生時に、避難所と連携し、一時的に避難場所として活用できること。Dとして、大きな病院や市場や観光地まで、早くスムーズに異動ができること。Eとして、自然環境、動植物への影響が少ないこと。Fとして、生活環境等、家屋、大気質、騒音、史跡への影響が少ないこと。Gとして、早く開通すること。Hとして、建設に要する費用が安いこと。この8項目の中から、3つを選んでいただくようになっております。

問2として、インターチェンジを造る所を考える際に、何が重要と思いますかについて、4つの項目、Aとして、地域の防災拠点と円滑に連絡ができること。Bとして、市街地、集落と円滑に連絡ができること。Cとして、広い道路と円滑に連絡ができること。Dとして、観光地や流通施設と円滑に連絡できることに対して、5段階から評価していただいております。

また、1回目と同じく、問1、問2で、項目以外で自由意見の欄も設けております。

問3として、その他、佐賀、四万十間の道路整備等について、意見や要望があれば、自由に書ける欄を設けております。

以上がアンケート調査内容でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

あと、このアンケート以外にですね、3ルートについて、平成26年9月から10月にかけて、地域住民、企業、道路利用者、周辺自治体にヒアリングしたと。意見聴取したというふうなことでありますね。

これの、地域住民は、黒潮町では、どの地区の、何人かにこんなことを。

それから、自治体からの聴取ですね。聞かれたことと答えたことですね。それをお願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

黒潮町へのアンケートにつきましては、5,850部郵送をしております。

あと、すみません、今自治体への質問内容については手持ちで持っておりません。申し訳ございません。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

3つのルート帯を、このときはもう提示されておったわけですか。

それで、現場ですね、現場っていうかその地域で、地区で、地区住民に対して聞き取り調査をしたということではなかったがですか。郵送でやったわけですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

第2回のアンケートについても、各世帯への郵送で調査を行っております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

そしたら、現場に出向いて、その地区の住民に直接、こういうルート帯がありますけどどうですかみたいな聞き取りはなかったということですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

各世帯への聞き取り調査を行っていないと思います。

町の方も、そのような聞き取り調査等は行っておりません。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

それでね、よく分かったです。

私は早咲ですけども、役員会のときに 30 人以上集まってくれるわけですけども、そのときに、こういうルートで、こういう道があそこへできるらしいですというて言えば、みんな知りませんでしたんでびっくりしたんです。中には自分の土地が掛かるみたいな話で、個人的に噂で聞いて、ある程度のことは知っておった人もおるかも分かりませんが、少なくとも役員の中ではですね、はっきり知っちゃったという人はまずいなかったです。

それでみんなが驚いてですね、後で、その掛かるいうふうな農家の人には話聞いたんですけども、1 人の方は非常に熱心な方おってですね、その方は、聞きに行った。どっかに聞きに行っというふうな話までしてくれて、何か、町にも、県の方にも、随分文書も送ったりなんかしたというふうな話は聞いたことありますけれども。そういう人は非常に熱心に農業やってる方なんですけども、そのほかの方にあんまり聞いてなかったんですね。不思議でしょうがなかった。私もどんな道ができるか分からん。

で、今聞いたそのアンケート内容もですね、大きな病院に早く行けるか、一番新鮮にものを送りたいとか、そういうアンケートで、まあそりゃいいですねみたいな、またみんなつけると思うんですね。ぜひということで、どこにどんなルートで、どういう工法で、どんな道ができるかいうふうなことは、こういう文書では全く、まず想像できないと思うんですね。目に見えるようには。

だから、地元を通るわけですから。地元の人が生活しやすいようにですね、そういう道を作ってもらいたいというのはみんな、地元の方は願ってると思いますけども、地元の方、全く知らないような人がほとんどの状況の中ですね、はい決まりました。ここへつけますよ、いうふうなこと言われてもびっくりするぐらいなもので。

それで、繰り返しになりますけれども、何回もこれ問い、2 年前くらいから毎回というか、今年の 6 月議会はやりませんでしたので、1 回だけやってないですけども、あとの議会は全部取り上げて、このこと聞いてます。それだけ不安持ってる方は多いことなんです。地元で。先ほどの 1707 年の宝永の地震とかを記述を読みましたが、入野、田の口というのは一番、もう何もなくなってる。加持も。そういうところなんです。それに、避難タワーが 4 本建ってます。そこへ、近所の足が痛い人とか、やっとなら階段上がって逃げたという人も必ずいると思いますよね。そこへ 15 メートルの土を盛ってですね、幅 60 メートル。津波が来て、その津波がどこ行くかいうたらせき止められたら全部田の口、入野地区に集まるわけですね。また、現状ではですね、田の口から田野浦の方に抜ける道。あそこもあの一部また土を盛ってですね、県道の方ですけども、水が抜ける所が狭くなってるわけです。ということは、行き止めになった水はどんな動きするかいうたら、シュミレーションでできるわけです。

それ 2 年前に課長も知っているように、呼ばれて行って、社協の 2 階でですね、説明を受けましたね。そのときに国交省の方がおられまして、こういうルートでこんな工法でやるということでびっくりしたわけです。それを近所の人とか知り合いの人に話したらですね、そりゃあんたら死んでくれみたいな話じゃないか、みたいなことを言われるわけですよ。やっぱり恐怖感いったらみんな強いものがあるんです。

だからそのときに、避難タワーも逃げた人が、そのルートでそういう工法で造っても安心じゃいうことを計算の上でこのルートとこの工法にしたんですかというて聞いたら、国交省の人が何にも、答弁ができなくなったんですね。私は土木のことは素人ですから、普通に疑問を感じますから、何でも聞いても構いませんか、素人ですけども、いうて聞きますと、何でも構いませんから聞いてくださいというふうなことで、それを聞いたんですけども。そのルート、土を盛って、15メートルの高さで。それで、畑の田んぼの方に接する所は60メートルの幅で、それで積み上げて山みたいにするわけですね。そういうものを造って、津波が来たときに避難タワーの人も生存できますか、生きておられますか、いうふうなことを聞いたときに、答えられなかったということがあったわけですね。

ほんで最後に、シミュレーションはやってませんかというて聞いたら、それもやってないんですよ。それで必ずシミュレーションをして、皆さまに分かるように説明しますというふうな約束をして終わったわけですね。

それで今年の5月31日に、議会にも国交省の方が来てくれるということになって、副所長さんが新しい方が赴任したということで、議会議員と一緒に懇談したことがあったわけですけども。そのときに、そのシミュレーション見してくれるかなと思ったんですけども、そのときも全然そんな話は出なくてですね、もうかれこれ2年経ちますけども、まだシミュレーションやってないんでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、盛り土工法の選択で、津波に対してのシミュレーションはどうなったのかのご質問にお答え致します。

佐賀大方道路については、南海トラフ地震発生時に円滑な救命、救助活動が行える、信頼性の高いネットワークの確保の観点から、津波に浸水しない高規格道路の高さを確認する目的で、平成24年度に高知県が行った津波浸水予測を基に、さらに高規格道路がある状況での津波浸水深の調査を行っており、現在のところ、説明資料を作成中とのことでございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

専門家の人に聞きますとですね、今あの津波シミュレーションするソフトはいくらでもいいのができてですね、そんなに時間がかかるようなことじゃないいうふうなことを教えてもらったんですよ。

町長にも言って、町長からも自分で、国交省の方には早くやってくれるようお願いするというふうな答弁も何回かいただいておりますけども、まだできていない。

逆に言うんですけど、これはもう完全に無視されているんじゃないか、地元の住民は。いうふうに感じますね。

僕だけじゃなしにみんなの前で約束して、シミュレーション必ず、皆さんに分かりやすいように説明できるようにしますというふうなことをみんなの前で約束してお帰りになったわけですから。

ほんで、2年も経ってまだ全然、どうなってますこうなってますも連絡もありませんし、議会にも何の説明もありません。ましてや、住民の方なんかどんな不安を持ってるか、考えてないと思いますよね。

こんなに長くかかるようなシミュレーションは聞いたことないですから。

どうでしょう。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

国土交通省の方としましては、決して住民の方々を無視したり、考えていないということではございません。

国土交通省としましては、2年前の説明のときには都市計画決定での図面でございまして、以前にもご説明をさせていただきましたが、佐賀大方間、やはり山間部通る高規格道路となります。土の量もかなり出るといふふうな予測の下、切り盛り、土を切る、それを盛って道路とする、というような工法での一応計画の図面としておりました。まだ測量なんかでもできていない、ただ航空写真の上に落とした図面での説明でございます。

国交省の方としても、道路事業、道路を作成していく、造っていくということでございますので、津波のことのご質問、意見が出た後、今、シミュレーションの調査を行っておるようなところでございますが、先ほど言うたように、すみません、道路事業ですので、地質調査等も現在行っているようなところでございます。

そういう中で工法等の検討をやっておりまして、もうしばらくお時間をいただきたいと。今年度、来月ぐらいから佐賀地域を始め、その測量を基に設計の説明会に入るようになります。

大方地域につきましても、今後、年度末にかけて説明会に入りますので、そのときには、その説明も国交省の方からしていただくよう、町としても、町長はじめ自分たちも申し入れをしているところでございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

あの早咲のルートですよ、クロネコヤマトのそこから太陽光パネルをずらっと並べたところあって、そこからずらっと斜めに60メートル幅で、こっちの裏の山へ上がってくるようになってますね。そののどんな土かというのは、地元の方が一番よく知ってます。もう、砂ですから。固い岩盤とかそんなのは、まずないところです。そういうところへ土盛って、高速道路造っても、そりゃまともに残るかねみたいな心配はみんな持ってますよ。

それよりか国交省の方がですね、3つのルートを提示してくれとるんです。もう1本は山側のルートですよ。これならそんな心配はほとんどないですよ。先ほど町長も言われてましたけども、墓石とかですね、墓石とか、公共物とか、神社とか、そんなその避けなければならないような山側の道、ルートなら、ほとんどないんですよ。中角から真っ直ぐ、この裏まで来れるようなルートになってますよ。

それで、佐賀の、この前、町長が言われてましたけども、マスタープランでは、山側のルートと今のルートと重なる所があるというふうなことを話しておられましたけども、議会でそれ議決してましたか。私はそんなこと全く知りませんし、ここの今の出来上がったバイパスが、ルートがもめてるときに、私らも山側のルート通した方がスムーズに仕事が進みますというふうなことで、随分すったもんだしたことあったんですけども、結局、そのときの町長さんが、山側は高速道路が通る予定がありますから、バイパスは山側はダブるから通れません、というふうな答弁は議事録にずっと残ってますよ。

マスタープランというものは、はっきり決めたものがあるんならですね、議会でも出して審査してると思いますよ。その頃、佐賀町の方が、そういう審査会か委員会か何か知りませんが、そのルートのことでいろいろと地元で委員会つくって審査しておったときに、大方の方もやっておったと思いますけども、そのときの佐賀の方の話では、おかしいぜいうて。もともと中角に来ておるルートは、最初からの話と同じルートですよ。ところが、中角から大方に入ると、くーっと海の方に曲がって、わしんとこの山を通るようになってると。こんなルートはなかったでみたいなこと言うわけですよ。そのときの責任者みたいなことをやっとなった人ですから。まだまっすぐ中角、あの川を渡って、西の方へ行ったルートやった。そういう記憶がはっきり私は持つとるで、みたいなことを言うわけですよ。

現場で実際委員会におった人がですね、そういう認識をはっきり持っているということを聞いてですね、なんで大方の方だけこんなに曲がってきたらうかと。また、何で、津波が来るのはもう明白なことやのに、その一番近い所、海から。出てくんの。そういうのがですね、不思議でしょうがないんですよね。

それと、今の雨の降り方はもう猛烈ですよ。車で通っておっても5メートル、10メートル先までしか見えないような降り方します。そういうふうなものが、その土盛った、山側でどンドン降ったときにですね、今度、逆に山側の方の被害がどうなるかということも心配になりますよ。そこでいろいろ考えてみたらですね、黒潮町の代表者である町長がですね、もっと考慮してくださいと。それと、シミュレーションあんまりにも遅過ぎませんか。天下の国交省が、2年間もかかってまだシミュレーションできていないということは、おかしいことないですか。常識で考えても。

どうでしょう。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

自分の権限で自分の考えをお伝えできるところと、国交省の代弁をせないかんとがありますので、そこは切り離してご理解いただければと思います。

まずですね、いろんなご質問されてると思うんですけど、そのタイミングではお答えしようがないという質問もあります、どうしても。で、これも最初っから何回も言ってることなんですけど、ルート帯が決定をして、今、測量に基づいた詳細設計を掛けているところでして。構造はですね、示されたもので、決定をしていることではありませんってことは、これまで繰り返し何回も申し上げてきているところです。

で、そういった中で地質調査を掛けて、例えば先ほど議員からもご指摘ありましたように、いわゆる早咲の東側の所ですね、あそこがまあどういう土壌かをご存じであるというのは、自分たちも重々分かっています。ただし、表層だけの調査ということではございませんので、やっぱり、しっかりとした構造物を造るためには、ある一定の深さまでの土壌の分析が必要です。そういった作業をやっていただいた上で、そこに適した工法がどうなかっていうことが決定されていくということなので。今お示されてるのはあくまでも都市計画決定時で提示されている案でございます、そうではない構造も十分あり得るとというのが今の段階です。ただし、どういう工法になるのかというのは、その地質調査の結果に基づいて工法決定ということですので、今ここで、こういう構造になりますということが申し上げられないと。

それと同様にですね、都市計画の説明会のときに、シミュレーションはどうですかと国交省が言われてもですね、構造が決まってないものでシミュレーション回したって、ということやったと思います。なので、まず構造を決定してからシミュレーション回すのが一番正確で、一番住民の皆さんに説明しなければならない材料が整うということなんですけれども、自分たちはもう、議員からもご指摘がございまして、国交省に何度も申し入れをしまして、シミュレーション自体はもう取りかかっていたいておりまして、今、最終の説明資料を作成いただいているとお伺いしております。

なので、これからしばらく待ってくださいということではないと思うんですけれども、もしかするとですね、途中でその地質調査の結果に基づいた工法変更があった場合は、そのときはその工法でどうしてもまた再シミュレーションを掛けなければならないということになりますので、それはその都度きちんと説明に上がってくださいということは申し上げておりますので、そこら辺の今後の進み方といいますか、そういったものについては、ご配慮いただいた進み方ができると思います。



議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

もう、今の早咲の農地の方の調査は終わったということですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

地質調査といいますと、ボーリング調査になります。その現場でのボーリング調査は終わっているとお聞きしております。

その結果を基に、その工法とどういう土質なのか、そういうことを分析して、それを工法に反映していて、今取りまとめをしているというふうにお聞きしております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

そしたら、もう間もなくその結果が出るということを期待してよろしいですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

その点についても国土交通省に申し入れをしております、できるだけ早い時期にそういう結果を出していただきたいと、そういうふうをお願いをしております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

もう一つ残ってますけど、もう時間過ぎてますから、やめて構いませんか。

とにかく、地元の財産、地元の人の人命、これを最も大事にするような道路にしてもらいたいと思います。我々は高速道路造ることは、反対というんじゃないんですよ。前から何回も言ってますけど。地元の人の生活、地元の人の命、そういうことが決して惨禍というか、ひどい目に遭わないように、これからも発展していく町であるようにですね、そういう道路が完成することを願っております。

もうよっぽど真剣にですね、国交省の方も町の方も考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

一応、これで終わります。

議長（小松孝年君）

これで、小永正裕君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 14分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第42号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を致します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおりとなっております。

議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第38号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてまでの17議案で、内訳は、平成30年度の一般会計および特別会計決算の認定が4件、条例の制定および一部改正が11件、令和元年度の一般会計および特別会計の補正予算が2件となっております。

審査の結果は、17議案共に全会一致で可決すべきものとなりました。

また、今回の17議案につきましては、討論はありませんでした。

なお、提案理由につきましては本会議にての説明と重複する点も多いと思われませんが、あらかじめご了承ください。

なお、報告につきましては、前年度と大きく変わった箇所や質問のあった箇所、また、金額の大きなものなどを重点的に説明させていただきます。

また、決算書など2ページで全体を示す形となっている箇所については、その箇所につきましてはページ数は右側の数を示して説明致します。また金額につきましては、千円の単位を四捨五入しまして万円の単位で説明させていただきます。

では、審査内容についてご報告致します。

まず、議案第11号の平成30年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書77ページ。

1項の総務管理費の26節寄付金の西日本豪雨災害義援金310万円につきましては、高知県と愛媛県内の8市町村に、50万円から20万円を送ったとの説明がありました。

これに対しまして、委員から義援金の内訳はどの質問がありまして、平成30年7月8日の西日本豪雨災害への義援金で、被害の多かった愛媛県の西予市、宇和島市、大洲市に50万円、八幡浜市、鬼北町、松野町に、それぞれ20万円を。また、高知県内の宿毛市と大月町に50万円をそれぞれ、四国西南サミットの協定に基づいて送ったとのことございました。

その下の2目人事管理費、13節委託料の上から2件目の人事評価制度運用支援業務委託料108万円につきましては、人材育成を最終的な目的と致しまして、評価ができる人材を育てるための委託で、このやり方は5、6年ほど前から取り組んでいるとのことございました。

これに対しまして委員から、支援の内容、また効果はどの質問がありまして、各課における人事評価の平準化に向けて、外部からの専門的な知識を得るなどの支援を受けるもので、その中には年1回の評価者の研修、また、担当者レベルの打ち合せは年に数回行っているとのことございました。

効果につきましては、評価のばらつきが少なくなってくるなど、効果は大きいと考えているとのことございました。

85 ページ。

6 目企画費、21 節貸付金の地域再生資金貸付金 367 万円ほどは、今年、観光ネットワークが発足しまして、そちらに 300 万円の貸し付けがあり、例年より大きな金額となっているとのことでございました。

これに対して委員より、この貸付金は町単独のものか。また、貸付期間はどの質問がありまして、黒潮町から出している。これまで、坂折地区のカツオのぼりや地域公共交通活性化協議会が事業する際に貸付していたものを昨年度は観光ネットワークに貸し付けたもので、貸付期間は 1 年以内となっているとのことでございました。

85 ページの下段からの 7 目ふるさと創生事業費から 9 目交通安全対策費については、ほぼ例年どおりとなっておりますとのことでした。

その中で、89 ページ、19 節負担金補助及び交付金の補助交付金の中の運転免許証返納支援制度補助金 4 万円ほどは、一人当たりの補助金が平成 30 年度途中より 1,000 円から 1,100 円への変更があったとのことで、合計 36 人に補助したものとことです。

これに対しまして委員から、免許返納のメリットはどの問いがありまして、特典が受けられる施設などへの経歴証明書の提示により、西南交通や四万十交通などの公共交通は、運賃が半額になります。また、くろしお鉄道でも窪川から宿毛間の運賃が半額に、町内のつづきハイヤーも運賃が 1 割引きとなります。

そのほかでは、幡多信用金庫では定期預金の利息が 0.3 パーセント高くなる。また、ホテルネストや土佐佐賀温泉こぶしのさとはでは、入浴料金がそれぞれ 100 円引きになるなど、特典が受けられる施設が黒潮町内では現状 8 施設となっています。今後、こういった施設をより多くしていきたいとの答弁がありました。

それから 93 ページ。

11 目情報化推進費、18 節備品購入費の 1 件目タブレット端末 162 万円ほどは、10 台分の代金だそうです。

これに対しまして、そのすぐ下の遠隔地医療用タブレットパソコンはどこに導入かとの質問がありまして、拳ノ川診療所に 1 台、同診療所に勤務の先生に 1 台。このパソコンによりインターネットにつながる環境としているとの説明がありました。

同ページ、28 節繰出金の情報センター事業特別会計繰出金 1 億 4,793 万円は、前年度の 1 億 3,900 万円より 893 万円の増となっています。

この件については、情報センターの特会の方でまた出てくると思います。

同じページの 12 目国土調査費につきましては、平成 30 年度は灘、有井川地区の一部 0.34 平方キロメートルと、川奥の一部 0.55 平方キロメートル分を計上しております。

1 節の報酬、非常勤嘱託職員の報酬 211 万円ほどは、1 名分の 12 カ月。

2 節給料から 4 節共済費までについては、職員 2 名分です。

それから、7 節賃金の臨時職員雇用賃金、地籍調査事務 574 万円ほどは 3 名分の賃金。

13 節委託料の地籍調査業務委託 3,871 万円ほどは、調査に関する委託で 3 つの業者に委託したとのことです。

これにつきまして委員から、地籍調査の認証作業は毎年大変な苦勞をしていると認識しているが、その部分が業務執行報告書で見えにくい改善すべきではとの質問がありまして、その部分につきましては、来年度の業務執行報告書から改善を図りたいとの答弁をいただいております。

続きまして、103 ページ。

4 項選挙費、2 目常時啓発費、1 節報酬のその他委員等報酬の中の選挙管理委員会 3 万円ほどと、それに加えて 11 節需用費の消耗品費 1 万円ほどは、小学校 3 校、大方中学校、大方高校の計 5 校にて、模擬選挙を行った経費とのことです。

その下の3目町長選挙と、105ページの県議会議員選挙は、無投票となったため準備や残務処理の費用を計上しております。

同じく105ページの町議会議員選挙関連は、事前の準備の費用とのことです。

飛びまして、109ページからの3款民生費について説明致します。

127ページ、ちょっと飛びますが。

127ページの7節賃金の臨時職員雇用賃金8,964万円ほどは、昨年よりも900万円ほど増となっています。これは、保育所の臨時職員の増により対応したことによるもので、そのほかは例年どおりとのことでした。

この件につきまして委員より、今の賃金の欄では、流用が4件、また金額も多いが、計画的な予算は組めないか。また、3カ月ごとの見直しを行うなど適正にすべきではないかとの質問がありまして、年度途中での0歳から1歳児の入所が多くあり、それに対応するために臨時の保育士を増員したものの、3月の定例会での増額も検討したが、同じ目の中に不用が生じたために、それを流用したとのことでもございました。

今後、下半期や最後の3カ月分につきましては、しっかりと見直しを持って予算に反映をさせるとのことでもございました。

また少し飛びまして、9款の方へいきます。197ページをお願いします。

197ページの12節役務費の通信運搬費の中の1件目、衛星携帯電話通話料102万円ほどは、ほとんどが基本料とのことでした。

これに対しまして委員から、衛星電話は通話料が非常に高いと聞いている。また、東日本大震災の被災者によるとほとんど役に立たなかったと聞いているが、現状はどの質問がありまして、それに対しまして、3.11時点では整備がまだできていないところがありまして、つながりにくい状況があった。それ以降、災害時、有効な手段として整備されてきており、当時より使いやすくなったと聞いているが、地震の型が連動型などによる被災状況の大小によりまして違ってくこともあるとのことでもございました。

その下、13節委託料の上から5件目、発注者支援業務委託3,012万円ほどは、避難所などへの支援の委託料とのことです。

これに対して委員から、業務内容はどの質問がありまして、昨年度までは避難道などの設計業務が多く、職員で全てをこなすのが無理な状況であったため、ティーネットジャパンと建設技術公社の2社に支援をいただいていた。今年度は、避難道も少なくなってきたので一定整理をしていく、との答弁をいただいています。

それから、飛びまして205ページ。

2項小学校費の方ですが、1目学校管理費2億1,923万円ほどは、前年度より1億円ほど増となっております。増の原因としまして、209ページ、15節工事請負費の1件目、入野小学校校舎改修工事1億1,581万円ほどの支出があります。

その下の、小学校校舎空調整備工事945万円は、伊与喜小学校と拳ノ川小学校の普通教室へのエアコンの設置でございます。

少し飛びまして、209ページ。

2目教育振興費3,849万円ほどは、前年度より400万円ほど増えております。

7節賃金は、例年同様とのことでした。

備考欄の学習支援員1,422万円ほどは、町内8校に各1人の8人分。その下、多忙化解消支援員367万円ほどは、3人分。またその下、特別支援員43万円ほどは1名分。これにつきましては、虚弱児童対応のために10月から3月までの間、パートタイムで来ていただいたものとのことです。

これを受けまして委員から、流用が多いがとの指摘がありまして、これに対しましては、町内の学校数が多

いという現状の中、各学校に予算を配当して運用しているためとのことでもございました。

少し飛びまして、223 ページ。

13 節委託料 131 万円ほどは、黒潮町人権教育研究協議会への委託料とのことです。

これに対しまして委託の内容はどの質問がありまして、黒潮町と黒潮町人権教育研究協議会がすべきことを委託によりしていただいているとのことでもございました。

同じページの 5 目図書館費のうち、13 節委託料の上から 5 件目、大方あかつき館等の指定管理業務委託 2,763 万円ほどは NPO あかつきに委託しているもので、指定管理期間は 5 年間、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとなっているとのことでした。

これに対し委員から、あかつき館の委託料は毎年同じ金額か。また、町内の雇用の場として人件費のベースアップなども考慮すべきではどの質問があり、これに対しまして、毎年、積算して決めているため変動している。ちなみに、平成 27 年度は 2,690 万円ほど、平成 28 年度は 2,599 万円、平成 29 年度は 2,648 万円ほどとなっている。

人件費のベースアップにつきましては、NPO あかつきと協議をしながら検討していきたいとのことでした。

それから、227 ページ。

13 節委託料の 1 件目、地域伝統文化記録業務委託 194 万円ほどは、アーカイブ事業ということで、各集落の伝統芸能や文化とかの生活の部分の記録に取り組んでいるもの。平成 30 年度は、入野本村と大方橘川の 2 地区を記録しているとのことです。

なお、平成 29 年度は 4 地区に取り組んだとのことで、大きな金額となっていたので、その差額が今年の減額の大きな要因になっているとのことでした。

続きまして、歳入の方です。

ずっと戻っていただきまして 15 ページ。

15 ページの 1 款町税、1 項の町民税は、昨年度より 1,300 万円ほど減額。

内容としまして、個人住民税が 300 万円ほど増となったが、法人住民税が 800 万円ほど減少しているとのことです。

その下、2 款の固定資産税は、昨年度より 850 万円ほどの減。3 款軽自動車税が 80 万円ほどの増。たばこ税は 50 万円程の減。

徴収につきましては、現年度分を中心に、滞納にならないように力を入れている。その成果も見えてきており、徴収率も前年度より上がってきているとのことです。

これに対しまして委員から、町税の不納欠損額が前年度に引き続き大きな額となっているが理由はどのこと、これに対しまして、徴収の際、税務課の職員がより詳しく資産調査に入り込むようにして、財産がないとか行方不明であるとかによりまして、現状に合わせて処理をしたことによるものとのことでした。

それから 27 ページ。

4 目農林水産使用料、1 節農業使用料の下段、菌茸共同施設 123 万円ほどは、佐賀地域の菌茸共同作業所の使用料が入っているとのことです。

これに対しまして委員から、この事業は順調かとの質問がありまして、これに対しまして、1 年目は使用料を免除、本年度は順調に出荷をしているため頂いたとのことでもございました。

33 ページ。

2 項国庫補助金につきましては、平成 29 年度より、普通建設事業の減によりまして 3 億 3,000 万円ほどの大幅減となっております。内容としまして、入野小学校西側の城山宅地造成などを行った都市再生事業や都市防

災関連事業の終了、また、臨時福祉給付金の補助金の5,000万円ほどの減が大きなものとなっているとのことでした。

37 ページ。

15 款県支出金についても、3 億 3,000 万円ほどの減となっております。これは、水産業や防災関係を含めて、普通建設事業の減によるものとのことでした。

飛びまして、47 ページ。

47 ページの 16 款財産収入につきましては、前年度と同額の内容となっております。

49 ページ。

17 款寄附金につきましては、2 目総務費寄附金、1 節ふるさと納税寄附金が、前年度より若干増となっております。

次のページ、51 ページ。

18 款繰入金につきましては、財政調整基金等の取り崩しをせずに済んでいるとのことでした。

同じページだと思いますが、3 目地域活性化事業基金繰入金の 1 節地域活性化事業基金繰入金 817 万円ほどは取り崩しておりますが、ニュージーランドへの国際交流などに毎年取り崩しているものとのことでした。

その下、5 目新しいまちづくり基金繰入金、1 節新しいまちづくり基金繰入金 2,362 万円ほどは、庁舎関係と公営住宅建設委託費などに充当したためのものとのことでした。

続いて、明許繰越分の 1 億 1,388 万円ほどは、昨年度の庁舎関連事業への充当分となっているとのことでした。

続きまして、55 ページ。

14 目防災対策加速化基金繰入金、1 節防災対策加速化基金繰入金 8,637 万円ほどは、県の補助金を加速化交付金として積み立てたものを防災事業に充てるためのものとのことでした。

その下、15 目ふるさと納税基金繰入金 1 億 4,665 万円ほどは、ふるさと納税で入って来た寄附金をいったんこの基金に積み立てておいて、その後、一般財源として充当するために取り崩すということになる基金とのことでした。

同じく 55 ページの 19 款繰越金は 1 億 327 万円ほどで、繰越明許分 5,705 万円ほどを含むものとなっております。

最後に、63 ページ。

21 款の町債ですが、備考欄に記載の事業で、計 10 億 4,653 万円ほどを借り入れているとのことでした。

続きまして、財産に関する調書。決算報告書の 495 ページからでございます。

496 ページ。

1 公有財産、カッコ 1、土地及び建物（総括）の表のうち、決算年度中増減高の欄というのが真ん中ことにあると思いますが、その欄の上から 2 段目、横左側の区分けでいきますと、警察（消防）施設の 81 平方メートルの増は、田野浦消防屯所の計上漏れによる追加とのことでした。

次の、その他の施設の 209 平方メートルの減は、佐賀町民館の面積の修正等による減とのことでした。

それから 4 段下、その他の施設の 2,534 平方メートルの減は、佐賀保育所の区分が普通財産の宅地への区分変更によるもので、その 2 段下の宅地の 2,975 平方メートルの増の中に含まれているとのことでした。

区分の最下段の、その他の 2 万 5,996 平方メートルの減は、庁舎用地として計上していたものを道路用地や公営住宅用地としたことによる減とのことでした。

497 ページ。

上側の建物床面積の表につきましても、決算年度中増減高の変更があった個所について説明を受けました。上から3段目の、その他の施設について、木造の104平方メートルの減と、その右側の非木造の104平方メートルの増は、計上の間違いであったものの修正ということで、右左入れ替えたとのことです。

それから4段下、その他の施設の非木造の2,324平方メートルの減は、佐賀保育所が行政財産から普通財産に移ったことによりまして、その2段下の宅地の非木造として1,959平方メートルの増に変更となっているとのことです。

その他、蜷川健康支援センターであいの里を除くなど、分かった個所について、その都度修正をしているとのことでした。

以上の、今報告した一般会計決算の議案につきましても、討論はなく、全会一致で可決すべきものと致しました。

(議場から何事か発言あり)

分かりました。

失礼しました。言葉が間違っておるといふ。

認定すべきものとなりました。

続きまして、議案番号13、平成30年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてです。259ページお開けください。

259ページ、単年度の差引残額が1,320万円ほどとなりまして、同額を翌年度繰越とするものです。

内容につきましては、業務報告書415ページ、416ページを参照ください。

この件につきまして委員から、貸付の内容はどの質問がありまして、これに対しまして、返還は無利子で、返済期間は1年間の猶予の後、借りた期間の倍の期間をもって返納することとなっている。例えば、高校、大学の7年間で借りると、大学卒業して1年間経った後より14年間にて返済することとなっているとのことです。

この議案につきましては、討論はなく、全会一致で認定すべきものとなりました。

続きまして、議案番号14番、平成30年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてです。決算書は275ページからです。

287ページ、2節給料の備考欄で示しますように、特別職3人と一般職196人の給料で余裕を持った予算としていたため、若干の不用額が生じたとのことです。

この議案につきましても、質疑、討論もなく、全会一致で認定すべきものとなりました。

続きまして、議案番号22番、平成30年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。475ページからです。

まず、全体的なこととして、歳出につきましては突出して前年度と変わっているところはなく、前年度と同様の支出となっているとのことでした。

489ページ。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬の事務嘱託職員649万円弱は、3人分の支出とのことでした。

これに対しまして委員から、情報防災課の情報通信関連の担当職員の人数と仕事の内容、また、今回の報酬関連の事務嘱託職員の仕事の内容はという質問がありまして、これに対しまして、担当職員につきましては3人で、現状、光通信や町内全体の告知を含む情報インフラの契約関係など業務量が多く、手いっぱい状況となっているため、これらに加えて、事務嘱託職員として3名の方に情報通信サービスへの加入の際の手続き全般の業務を情報防災課内にて業務をしていただいているとのことでした。

続きまして、11 節の需用費で大きな額は、光熱水費 384 万円ほどで、情報センター施設やライブカメラの電気料、また情報センターの水道料とのことです。

その下の、2 目財産管理費、12 節役務費の中では、大きい額が保守料の 1,869 万円。これは情報センターの保守管理の費用で、前年度と同様の金額となっています。

13 節委託料の光ネットワーク運用保守委託 2,481 万円ほどは、光ネットワークや放送設備の維持、また線路監視などへの委託料とのことです。

491 ページ。

2 款事業費の中の、13 節の委託料の放送サービス委託 1,577 万円は、IWK に委託しているもので砂浜美術館の方に支払っているとのことでした。

2 目の通信サービスの方で、12 節ですか、役務費の IPS 業務通信運搬費 3,100 万円ほどは、トランジットの接続、データ伝送に係る費用とのことでした。

その下、3 款公債費、その中の町債償還元金 1 億 3,647 万円ほどは、過疎債、辺地債、旧合併特例債等により起債をしているとのことでした。

2 目利子の町債償還利子 578 万円ほどは、先ほどの町債償還元金に関する利息です。

それから、歳入の方では、483 ページ。

1 款使用料および加入金等の 1 節サービス提供使用料のうち、テレビ放送が 2,783 万円ほどで、収納率は 99.79 パーセント、インターネット通信 7,164 万円ほどで、収納率は 99.77 パーセントと高くなっております。

これに対しまして委員から、歳入の前年度比での金額などはとの質問がありまして、これに対しまして、サービス使用料は、前年度が 9,515 万円ほど、今年度が 9,964 万円ほどなので、449 万円ほどの増額。内訳は、平成 29 年度のテレビ放送が 2,745 万円なので 38 万円ほどの増額。インターネットが 6,753 万円なので 411 万円ほどの増額となっているとのことでした。

また、2 項加入金、1 目サービス加入金は、前年度が 142 万円ほど、今年度が 146 万円ほどなので、4 万円ほどの増額となっているということです。

なお、加入者の状況につきましては、別冊の黒潮町監査委員よりの平成 30 年度一般会計および各特別会計決算審査意見書の 39 ページに記載しておりますので、ご参照ください。

2 節のサービス提供使用料滞納繰越金は、テレビ放送が 11 名分で 3 万円ほど、インターネット通信が 13 名で 14 万円ほどの、計 17 万円ほどですが、収入未済額が 29 万円ほど残っているとの状況とのことでした。

次の、2 項加入金、1 目のサービス加入金は 146 万円余りで、収入未済額はないとのことでした。

その下、2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 1 億 4,793 万円となっており、前年度より 893 万円増となっております。

次の 2 項基金繰入金、1 節財政支援事業基金繰入金 745 万円ほどは、平成 29 年度までの 3 年間は過疎地域の自立促進事業基金繰入金が入ってきておりましたが、平成 30 年度からはなくなっている状況とのことでした。

これに対しまして委員から、毎年、一般会計から多額の繰り入れだが、対策はとの質問がありまして、これに対しまして、引き続いて加入率の向上と支出の抑制で、繰入金を減額させていきたい。なお、現状、この特別会計につきましては、前年度では普通交付税が 1 億 432 万円ほど、特別交付税が 624 万円ほどありまして、実質的には 4,400 万円ほどの一般会計からの繰り入れとなっているとのことでした。

これらによりまして、この議案につきましても討論はなく、全会一致で認定すべきものとなりました。

次いきます。

それから、続いて議案番号 24 からですが、24 は議案書の 16 ページ、それから 26 号まで一括していきます。



26号が20ページです。

一括して説明させていただきます。

議案番号24、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、  
議案番号25、黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、  
続きまして、議案番号26、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について。これにつきましては、水道の係りの職員の関係だとのことです。

以上の3議案につきましては、地方公務員法の職員に適用される基準の欠格条項の中の青年被後見人、または被補佐人の条項の削除に伴いまして同じ事由による条例改正とのことで、質疑、討論もなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号27でございます。議案書は22ページです。黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが。

これまでも、国が定める基準に準じて支給しておりまして、今回もこの基準を準用するものという改正理由です。

この議案につきましても、質疑、討論もなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号28です。黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてです。議案書の24ページからですが。

来年の4月から、地方公務員法および地方自治法で会計年度任用職員制度というものが導入されます。これに伴いまして、予算の取得、募集活動を早めに行っていきたいと致しまして、12月の定例会を待たずに今9月定例会での提案になったとのことです。

内容としましては、国のマニュアルに準じて策定をしているとのことです。

新たな条例の制定ということで、本会議場にてかなり詳しい説明をさせていただいたとのことで、加えての説明は省略致しました。

これに対しまして委員からは、条例制定の目的は、また、給与の格付けと雇用期限、職責の位置付けはどうかという質問がありまして、それに対しまして、制定の目的は服務規律などの明確化を全国的に図ることを目的としたもの。また、給与の格付けにつきましては、前歴計算などの経過措置は考慮し、現状を下回らないようにしているとのことです。

また、雇用期限についての総務省の考え方は、募集により雇用された方については、能力評価をした上で、2年間募集を掛けずに雇用することができるかとされており、最長3年間となっているとのこと。その3年間の雇用期限の終了後につきましては、現在のところ明確な通達などは来ていないとのことでした。

職責につきましては、これまでの臨時職員と同様の位置付けとなるとのことです。

ちなみにですが、臨時職員数は、現状120人とのことでした。

この議案につきましても、討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号29、議案書の40ページからですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

条例の制定につきましては、通常、新旧対照表は作成しませんが、今回は上位法の改正に伴う既存の関係条例の整備ということで、その内容について新旧対照表にて示しているとのことでした。

この議案については、全ての内容を本議会にて説明しているとのことで、加えての特段の説明はありませんでした。

この議案につきましても、質疑、討論もなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号 30、議案書は 45 ページからです。黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてです。

地方税法の一部が平成 31 年 3 月 29 日に改正され、令和元年 10 月 1 日以降に施行されることと、元号が令和に変わったことによる改正とのことです。

改正内容としまして、町民税、軽自動車税につきましては、ちょっと不明なところがありまして、今の改正内容のそこはちょっとカットしてください。

各条例の内容については、本会議に説明したとおりとのことでした。

それに少し付け加えがありまして、また、今回の改正につきましては全てを今年度 10 月 1 日からの改正するものではないとのことで、住民税については、令和 2 年 1 月 1 日からの申告によるものとなっているとのことでした。

住民税の改正で主な内容となっておりますのが、これまでは配偶者が亡くなられた場合などの寡婦が対象となっておりましたが、来年度からはいわゆるシングルの方も対象になるなど、要件が拡大されているとのことでした。

この議案については、質疑、討論もなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号 32 号ですが、議案書の 56 ページからです。黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは本会議にての説明のとおりで、地方公務員法の改正に伴う改正とのことでした。

この議案につきまして、質疑、討論もありませんでした、全会一致で可決すべきものとなりました。

議案番号 34 号です。議案書の 60 ページからです。黒潮町家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてです。

内容説明は、本会議場での説明のとおりとのことでした。

それに少し付け加えがありまして、児童福祉法 34 条の 20 の第 1 項第 1 号の削除については、成年後見人制度の権利の制限に係る措置の適正化などに当たるための整備に関する法律が今年 6 月 14 日に公布され、一部の規定を除いて公布から 3 カ月後から施行となったことによるものです。

今回の改正につきましては、成年後見人と被保佐人の人権が尊重され、これらに該当することにより不当に差別されないよう、成年被後見人などの資格を業種、職種、業務などから一律に排除する規定を設けている各制度につきまして、心身の故障などを個別的に審査して各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することと、所要な手続既定の整備をしなければいけないということでございました。

それにより、当町の保育士の欠格事項の中に、成年被後見人と被保佐人に係る欠格条項があり、それを排除するものとのことです。

この排除によりまして、条が 1 つ繰り上がるとのことです。

この議案につきましては、質疑、討論もなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号 35 号、議案書の 62 ページからです。黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成 26 年度から休校となっております伊田小学校につきまして、あったかふれあい事業を導入し、地域の拠点とすべく、廃校とするものとする内容です。

今回の廃校につきましては、平成 23 年度に策定の黒潮町地域福祉計画で白田川地区にあったかふれあいセンターの導入を計画したことに始まるものです。

平成 28 年度に第 2 期の計画が策定されまして、平成 31 年度に白田川地区にあったかふれあいセンターを整

備する計画をし、これに基づき取り組みが進められております。名称は、仮称あつたかふれあいセンター白田川としているとのことです。

平成 28 年 7 月 29 日に伊田地区にて、同 8 月 19 日に有井川地区にて、平成 29 年 7 月 7 日有井川地区、同 7 月 13 日に伊田地区にて、それぞれ座談会を実施したとのことです。

これらを踏まえて、令和元年 7 月 8 日、白田川地区の役員会にて伊田小学校の活用について協議がなされ、同小学校の廃校についての同意をいただいているとのことです。その後、7 月 24 日に有井川地区役員会、7 月 30 日に灘地区の住民の皆さま、8 月 2 日に伊田地区の住民の皆さまに、それぞれ伊田小学校の活用について説明をしたとのこととございます。

これらを踏まえて、8 月 27 日に 4 地区の区長より廃校手続きの要望書を頂いているとのこととございました。

この要望書に基づきまして、伊田小学校を廃校とする手続きを行うものとのこととしました。

これらに対しまして委員から、座談会などでいただいた住民の声はどの質問がありまして。それに対しまして、まず、建物の管理はどの質問がありまして、建物の改修などで大きな予算が伴うため、行政が協議して決定したい。複合的な施設になった場合など、さまざまな活用方法に伴う検討、協議をしていきたい。

また、住民の方から、防災の関係で 3 階は伊田地区の資材置き場となっているのでそのままにしてほしいという要望がありまして、それに対しまして、施設の使用については、1 階の 3 つの教室と調理室、トイレについては、あつたかで活用したい。その他については、4 地区での今後の協議、検討としたいとしております。

以上、この部分までが各地区からの住民の要望です。

また委員会に戻りまして、委員の方から事業主体はという質問がありまして、これに対しまして、まだ決まっていない。現状、大方地域はほぼ NPO しいのみ、佐賀地域は社協が行っており、今後の話し合いになると思われるとのこととしました。

さらに、活用が未定の教室などの活用方法についてどうするのかといった質問がありまして、これに対しまして、室戸の廃校水族館、打井川のフィギュア館など、地域の活性化に結び付いている事例も多くある。そういった側面もトータル的に考えていかななくてはいけないと思っているとの答弁がありました。

この議案についての討論はありませんで、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号 36 号、64 ページからです。黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容説明は、本会議場での説明のとおりとのこととしました。

加えて、この中にある子ども子育て支援法の部分で、第 27 条第 3 項第 2 号を引用しなければいけないところを、第 1 項を引用していたため、今回、適切な条項に定めるもの。

また、使用料の減免とか徴収の猶予について条例に定めていなかったため、それを定めるとともに規則に委任する形とするものという説明でした。

委員から、この改正による保育料収入の減額はという質問がありまして、これに対しまして、保育料収入は、全体的には現状が 5,720 万円ほどあります。この改正で 3 歳以上が亡くなることで 3,000 万円ほどの減額となると考えているとのこととしました。

この議案につきましての討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号 37 号、議案書は 66 ページからです。令和元年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

この補正予算の中の当委員会に付託を受けたものの内容を説明致します。

議案書の 17 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費の 11 節需用費の修繕料 159 万円ほどは、佐賀の総合センタ

一にての消防の例年行っている査察に伴う指摘によりまして、建物内の避難誘導灯の修繕と追加設置、これに80万円ほど掛かっているとのことです。それと、エレベーターの保守点検で主要ワイヤーロープの摩耗が見つかり、取り替えました。それに79万円ほど掛かっているとのことでした。

支出の方は以上で、次は歳入です。

13ページに戻りまして、10款地方特例交付金、11款地方交付税は、共に確定によるものとのことです。

14ページの最下段からの18款寄附金、1項2目の総務費寄附金は、2億円相当の増額としているとのことです。

内容としまして、当町の主要な返礼品の一つとなっておりますカツオのたたきにつきましてテレビ放送がありまして、その後の寄付金の伸びなどから見て、見込みで増額をしたとのことです。

その下、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の2億904万円ほどの減額は、さまざまなプラス要因がありまして財源調整をしたとのことです。

続きまして、第2表です。予算書の9ページになりますが。

地方債補正は、本会議で説明したとおりとのことでした。

以上の説明を受けまして、この議案につきましては、質疑、討論もなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

最後になりましたが、議案番号38号、議案書は67ページから。令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算につきましてです。

これは、議案番号13番の平成30年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定の中で説明致しましたが、平成30年度の差引残額が1,320万円ほどありまして、それを繰越金としたものを同特別会計の今年度の積立金として支出するための補正とのことです。

この議案につきましても、質疑、討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

以上で報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

この際、15時5分まで休憩します。

休 憩 14時 47分

再 開 15時 05分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告を行います。

産業建設厚生常任委員長、澳本哲也君。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の付託された議案、11号議案、一般会計歳入歳出決算の認定から、第42号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまで、17の議案の審査の結果、報告を致

します。

今、報告しますけれども、全議案共に全会一致で可決すべきものとなりましたことを報告します。

それと、議案理由にはまた重複することが度々あると思いますけれども、よろしく願います。

この11号議案については、質疑、討論がないものは省いて報告しますので、よろしく願いを致します。

それでは、2款総務費、ページは73です。1項総務管理費、1目一般管理費、ふるさと納税寄付金に関する8節報償費ですけれども、ふるさと納税寄付金謝礼として7,848万円。

12節役務費、返礼品配送手数料2,292万2,000円など、役務費計が2,704万2,000円。

30年度は、1,880件のふるさと納税の件数で、うち返礼品の辞退者が10件、4人が辞退ということで、金額は17万4,000円ということです。

29年度より2,200件くらい増えてるということで、人気商品は1番から3番までカツオのたたき製品であったということを報告します。

13節委託料です。ふるさと納税寄付金業務代行委託として2,056万4,000円は、ネット上での委託として5件と契約し、集客や申し込みファームなどの運営ということになっております。

ポータルサイト充実化業務委託として189万円。これは、ふるさと納税の枠組みを活用し、町のPRを強化するプログラムの設計費等、効果は寄付金に表れるということであると思います。

事務支援業務委託として、全ての返礼品の委託業務を缶詰工場に任せておるということで546万4,000円です。

委員より、ポータルサイトの中に自治体への応援メッセージが記載されているが、寄付をしていただいた方々に沿った使い道となっているかという質問がありました。回答は、使い道については、希望に沿って使えない場合もあるということです。

83ページ。

6目企画費、13節委託料、定住促進住宅耐震改修等設計委託905万5,000円です。6件の委託でありまして、9件の設計で所有者との契約の関係で29年度中に工事ができなかったということです。建築費、リフォームですけれども、一建当たり800万が限度ということです。

最近では、物件を探すのに苦労しているという状態だそうです。

13目庁舎建設費、15節工事請負費1億2,816万6,000円。30年度舗装工事、旧庁舎解体工事等残っていたということです。庁舎の工事は30年度で完了をしたということでもあります。

111ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。1目社会福祉総務費、13節委託料6,170万円のうち、あったかふれあいセンター委託が4か所、3,314万円だそうです。

5目人権対策総務費、9節旅費ですけれども、46万円。7月の28、29と、泊まり合い研修に36名で参加されたということでもあります。

6目町民館運営費、1項報酬です。町民館相談事業補助職員としての、佐賀、大方町民館に各1名ずつの雇用、416万7,000円ということですが、地区雇用ということで、地区内部の詳しいことなどは分かっている、さまざまなことに助かったという意見がありました。

そして、16節原材料費、金額は少ないですけれども30万5,000円。これは大方町民館での紙バンド手芸クラブが活動していて、完成品を販売できないかという意見がありましたけれども、材料代は行政が出しているのに販売はできないということでもあります。

17節公有財産購入費、佐賀町民館の敷地として99.27平米、141万2,000円ということです。

121 ページ。

2 項老人福祉費、1 目老人福祉総務費、13 節の委託料、高齢者生活福祉センター委託 368 万 1,000 円。これはこぶしの分で、社協に委託している分です。5 人まで入居できるということで 3 カ月更新ということですが、今現在、入居はないということでもあります。

123 ページ。

19 節負担金補助金及び交付金、敬老会事業補助金ですが、314 万 6,000 円。これは町内在住の 70 歳以上の敬老会出席の人が一人当たり 1,000 円ということですが、町内にあるグループホームの方々は対象にならないと言われたということで。グループホームがある住所に住所を移したら問題はないが、今後、区長会などと協議し対応するということでもあります。

ページ 123。

3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、1 節報酬ですが、虐待予防コーディネーター 27 万 1,000 円。30 年度まで勤務をしていましたけども、6 月から不在で、現在は保育士 OB が勤務をしているそうです。

どういった仕事内容かという質問で、ケースの対応で児童相談所などにつなぐ役割ということでもあります。

4 項災害救助費、1 目災害救助費、9 節旅費、少ないが 15 万 950 円ですが、これは、西日本豪雨災害時に当町から職員が災害支援活動として、岡山県総社市に 6 名派遣ということでもあります。ほんとにご苦労さんでありました。

4 款にいきます。133 ページ。衛生費、1 項保険衛生費、2 目保険事業費、8 節報償費。これも少ないですが 4 万 6,684 円。元氣いきいき町民の集い賞品ということですが、30 年度までは佐賀地区限定で、90 歳まで介護認定を受けていない人が対象で、元氣な方だそうです。その商品を送っていたということですが、今年度から全地区を対象に福祉大会でこの表彰を行うということでもあります。

135 ページの 13 節委託料。この不要額が 258 万 3,000 円が多いのではないかとということですが、これもがん検診の人数が当初見込み人数より少なかったということです。

ページ 137。

4 目母子保健費、13 節委託料も、これも不用額が多いということで 186 万円。これも、検診対象者が見込みより少なかったということでもあります。

ページ 143。

7 目診療所費、28 節繰出金の直診特別会計繰出金 2,050 万は、昨年度に比べてどうかということで、昨年度に比べ 150 万増えているということです。

5 款、147 ページ、5 項労働費、1 目地域雇用促進事業、1 節報酬の障がい者雇用 621 万 7,000 円は、4 名の雇用で非常勤職員と。大方、それで 41 の路線で 1 河川ということで、草刈りなどを実施しているということです。

7 節の賃金の町道維持管理用務費ですが、1,454 万 4,000 円は、町道の草刈りが主な仕事で、8 名を雇用しているということです。

19 節、550 万円はシルバー人材センターの補助金ですが、人数はということで、29 年度が 181 名、30 年度が 174 名。7 名の減少ということでの登録ということです。

151 ページ。

6 款にいきます。農林水産業費、1 項農業費、13 節委託料、地域の特産等支援事業委託 490 万 1,000 円ですが、この利用者はということで、ビオス大方への委託ということで、庭先集荷で 42 名が利用し、出荷額が 683 万 6,000 円。3 名減ですが、50 万円増という成績だそうです。

15 節工事請負費、これは菌茸生産協同組合のエアコンの設置。計 7 台の設置だそうです。

ページ 151。

19 節負担金補助金および交付金、これはさまざまな事業を行っているが、グリーンレモンに関しての今後の見通しはという質問に、今現在 9 名がこのグリーンレモンに取り組んでいると。当初の設定単価は 650 円ということで設定をしていましたが、現在は平均単価が 1,000 円を超えているという状態です。今後もグリーンレモンの単独の農業ではなく、その他の農業も行って栽培するという形態は維持していきたいということであり

ます。

そして、燃料タンク対策事業費補助金 1,289 万 9,000 円。これは今年度で 3 年目の事業で、津波浸水域のハウスで年間 12 基を設置していると。震度 5 以上に感知して働くということでもあります。

次、ページ 157。

林業費、2 目林業振興費、8 節報償費、有害鳥獣報奨金 1,164 万 5,000 円ですが、確認方法はどのようにするのか。イノシシだと、しっぽと耳、そのときの写真を持ってきてもらったら補助金として出しますということ

です。

委員より、農作物の被害も深刻であるが、最近では人家に被害が広がっている。今後の対策が必要ではないかという意見がありました。

そして、13 節委託料 628 万 3,000 円。松くい虫の対策であります。

まだまだ止まっていないという意見がありました。回答で、2,000 本以上場外搬出をしたと。本来は 5 月から 6 月頃に薬剤を散布したいが、ラッキョウの収穫時期と重なり、散布できないということです。今後は樹幹注入を実施していくということです。

委員より意見として、以前、松原サミットを開催したと思うが、そういう所と連携し、補助金などもっと協議をして前へ向いて進んだらいいのではないかという意見はありました。

161 ページ、水産業費にいきます。

2 目水産業振興費、13 節委託料、佐賀沖漁礁効果検証調査委託 394 万 2,000 円ですが。

まず、調査結果はということで、7 月から 8 月の昼、夜の調査を実施したと。イセエビの稚魚や貝などが見られる。今年ももっと期待できるのではないかということです。しかし、水深が 23 メートルということで、なかなか漁業者も苦勞すると思うということが報告されました。

漁業研修生イベント委託 8 万円ですけども、出席者は何人でしょうかということで、今年度から始めた事業で、大体 50 人が参加したと。今年度も開催は予定をしておるということです。

ページ 163。

19 節負担金補助金および交付金、カツオ水揚げ促進事業補助金 82 万 5,000 円は、佐賀港に水揚げしてもらった水揚げの 1 パーセントを補助する事業で、目標が 3 億円だったけども、1 億円を切ったという実績になったということです。

7 款にいきます。169 ページ。

商工費、1 項 2 目、商工振興費、15 節工事請負費、空調関係工事費で 1,574 万 5,000 円。これは大方作業場とビオス大方のエアコンの工事だそうです。両社とも、耐用年数、寿命だということでもあります。

171 ページ。

3 目観光費、13 節委託料、スポーツを核にしたまちの賑わい創出事業業務委託 1,213 万円とは何かということで、交流人口の拡大と地域経済への波及効果を目指す。スポーツを中心に、にぎわいを生み出す取り組みで、30 年度 1 万 1,946 人泊だったが、今年度は 1 万 4,400 人泊を目指すということでもあります。

ページ 173。

4 目産業推進費、13 節委託料の中の 400 万。

第三セクター缶詰工場に関して、地産外商活性化事業業務委託とは何かということで質問がありました。

4 件と契約をしていると。町内事業者の販路開拓支援促進を行うことにより、地場産業の活性と雇用の維持を図っていくと。町内などの食材を活用し、新製品の開発や従業員の研修など、積極的に行ったということです。30 年度は9 種類の新製品を開発をした。

単価と量の関係は、という質問もありました。

缶詰工場では200 円を切るような製品は困難である、ということであります。

8 款へいきます。

175 ページ、1 項土木費、1 目土木総務費、15 節工事請負費の2,997 万2,000 円は、大方16 件、佐賀18 件、これは30 年度実施したということです。

2 項の道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費、13 節委託料、町道維持管理用地域委託171 万3,000 円は、地域に委託し草刈りを実施してもらっている、大方19 地区、佐賀11 地区に委託をしているということです。

187 ページ。

5 項都市計画費、2 目都市環境整備事業費、19 節負担金補助及び交付金、老朽住宅除去事業補助金1,042 万4,000 円。これは21 件の申し込みで、30 年度、13 件対象で実施したということです。

これは点数制で、100 点を超えないと対象にならないということであります。

そして令和元年度、今年度ですけれども、15 件申し込みがあり、もう今年度は取りあえず申し込みは終了だということとなっております。

3 項公園費、19 節負担金、土佐西南大規模公園県工事負担金78 万8,000 円は、長寿命化計画およびテニスコートの改修費ということです。

6 項住宅費、1 目住宅管理費、11 節需用費の中の修繕料ですけれども988 万3,000 円。これは町内の公営住宅、改良住宅の修繕費で、トイレや、また雨漏り、給湯器などがもう傷んでしまい、修繕費がだんだんだんだん、年々かさんできているということを報告がありました。

2 目住宅建設費、17 節公有財産購入費ですが944 万7,000 円。庁舎西側に建設する、万行第1、第2 団地の建設用地代ということです。

ページ233。

11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、4 目単独災害復旧費です。

15 節工事請負費876 万4,000 円は、農業用農地9 件、施設34 件を実施したということです。

以上、第11 号議案、平成30 年度の一般会計歳入歳出の認定についてです。

続きまして、12 号議案、平成30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが。

これも全会一致で認定ということで、何も意見がなく、とにかく集金活動に従事してくれということでありませぬ。

15 号議案、平成30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

30 年度の決算は黒字だったということです。30 年より県へ移行となり、県の支払いが4 億3,467 万6,000 円、収入未済額が3,669 万2,000 円。まだ残っているということです。

委員より、今まで支払いをきっちりしていた人が、支払いが急に遅れたりすることはある。そういう場合は、その人の健康状態や生活環境が理解できると思うが、どう対処、対応しているかという質問がありました。

回答では、税の徴収や健康福祉、社協と連絡を取り合い対応していくということです。

それ以外、意見、討論はありませんでした。



第16号議案、平成30年度国民健康保険直診特別会計歳入歳出の認定についてです。

これは、患者数延べ1,852人、メインが75歳以上の患者が受診。今年度も代診委託が5名で行っているということです。

とにかくこれもですね、大切な地域の医療施設です。大切にやってくれということでもあります。

議案第17号、平成30年度黒潮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。

通所型短期集中運動機能サービス委託、ページ387ページです。すいません。357万8,000円。これは29年度よりデイサービスセンター浮鞭で行っている事業で、もう22人の卒業生がおるそうですが、22人の卒業生中19人が介護を受けておらず、機能回復にほんとに効果は大きいという報告をもらいました。

委員より、卒業生が今後入れてもらう場所はアフターフォローが何ととっても大事ということです。あつたかふれあいセンターなど、これからの取り組みが大事になってくるということです。

その他、質疑、討論はありませんでした。

第18号議案です。平成30年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

この特別会計は、黒潮町指定介護予防支援事業所の2名分の人件費と非常勤職員1名分の人件費ということで、意見、討論はありませんでした。

19号議案、平成30年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

出口地区が、30年度3件の新規加入。未済額は0です。

続いて、20号議案、平成30年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

何ととっても加入者が年々減っていると。18件の今加入だそうです。これは将来に向けて、これからほんとに協議が必要になってくるという意見が出されました。

19号、20号とも、質疑、討論はありません。

21号、黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

加入人数が2,591人。この会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算だそうです。

質疑、討論もありませんでした。

23号議案、平成30年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について。

30年度、水道料金の値上げを実施しました。全体収益の2割アップという報告をもらいました。

質疑、討論はありません。

31号議案、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について。

これは質問だそうです。住民票などに希望すれば、旧氏の記載ができるようになったということですが、住民票だけの記載はできるのかということです。

システム上、住民票、印鑑証明、全てに旧氏が記載されるということです。

質疑、討論はほかにありませんでした。

第33号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について。

これは上位法の一部改正により、指定給水装置、工事事業者の指定および更新に係る手数料。5年間の更新制を導入をしたと。

新規の指定が1万円、指定の更新が5,000円ということでもあります。

その他、質疑、討論はありません。

37号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算についてです。ページ、17ページ。

2款14目、ふるさと納税。ほとんどですけども、8,279万4,000円。これは、今年度5億円の目標で取り組んでいるということです。そのための補正であります。

昨年の6月と今年の6月を比べると、6倍の売り上げがあるという報告をもらいました。目標は実現できるということで、ご報告をもらいました。

ページ、17ページ、3款民生費です。

1項1目13節委託料517万3,000円。これは第2期地域福祉活動計画推進するための、次世代育成の研究会を盛り込んだ追加予算ということです。

委員より、これは社協に委託すると思うんですけども、責任感を持った人材を雇ってもらいたいという意見がありました。

ページ、20ページ、7款商工振興費。

これは、全般がもう今発売のプレミアム商品券の関連の補正の予算です。

ページ、21ページ、8款土木費。

8項河川費、2目がけくずれ対策費、15節、これは1,320万円。これは豪雨による被害5件分だそうです。

議案第39号、黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算。

これは、還付金を差し引いた分、平成30年度収支調整として基金に積み立てるものだそうです。

40号、黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について。

これは平成30年度介護保険事業特別会計調整額に伴う繰越金および基金積み立て金、返還金の計上を行うことが主な理由だそうです。

39号、40号とも、質疑、討論はありませんでした。

議案41号、町道黒潮庁舎線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についてです。

これは万行第1、第2団地に関する道と、団地造成地の掘削工事代ということであります。

委員より、この掘削した残土処理はどうするのかということでありますけども、これは入野の私有地と加持へ持っていくということです。

土は1万8,000立米、土地所有者には了解をもらっているということであります。

最後、議案第42号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてです。

今年3月に更新した明神食品が業務改善のため、飲食部と水産加工部に分かれたというためです。

明神水産より申し出があり、法人格が変わるため8月27日、選考委員会を開催したということであります。

委員からも、雇用、イベントなど積極的に取り組んでくれ、地域貢献もしっかり行ってくれているということで、質疑、討論はなく終わりました。

以上、当委員会の報告を終わりたいと思います。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 13 号の討論を終わります。

次に、議案第 14 号、平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

次に、議案第 16 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 16 号の討論を終わります。

次に、議案第 17 号、平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 17 号の討論を終わります。

次に、議案第 18 号、平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 18 号の討論を終わります。

次に、議案第 19 号、平成 30 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 19 号の討論を終わります。

次に、議案第 20 号、平成 30 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 20 号の討論を終わります。

次に、議案第 21 号、平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 21 号の討論を終わります。

次に、議案第 22 号、平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 22 号の討論を終わります。

次に、議案第 23 号、平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 23 号の討論を終わります。

次に、議案第 24 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、町道黒潮庁舎線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 11 号、平成 30 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 12 号、平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 13 号、平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 14 号、平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 15 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 16 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 17 号、平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 18 号、平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 19 号、平成 30 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 20 号、平成 30 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 21 号、平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 22 号、平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 23 号、平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 24 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、黒潮町技能職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。



挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、黒潮町企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、黒潮町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、町道黒潮庁舎線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 43 号、監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、提案させていただきます。

議案第 43 号、監査委員の選任について説明させていただきます。

平成 27 年 10 月 1 日からお務めいただいております酒井益利監査委員が、令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までを任期として再度選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

黒潮町浮鞭 1809 番地 1、酒井益利氏は、昭和 25 年 11 月 22 日生まれで、これまでの監査委員としての経験もあり、地方公共団体の財務管理や行政運営等に関し優れた識見を有する方でございます。

地方分権時代に突入り、監査委員の役割はますます重要度を増しており、酒井氏が適任であると判断を致しましたので、今回提案をさせていただきました。

選任についてご賛同賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案は人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることと決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり酒井益利君を選任することに、同意する方の起立を求め、起立されない方については、同意しないものと見なしますのでご了承をお願いします。

議案第 43 号、監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり選任することに同意される方は起立願います。

起立全員です。

従って、議案第 43 号は原案のとおり同意することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、議案第 44 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについておよび議案第 45 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、提案させていただきます。

議案第 44 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてならびに議案第 45 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 議案につきまして説明させていただきます。

まず、議案第 44 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

平成 28 年 10 月 1 日からお務めいただいております松本輝雄人権擁護委員が、令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

3 年間の任期として、その後任候補者として引き続き同氏を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町入野 6531 番地 7、松本輝雄氏は、昭和 27 年 7 月 13 日生まれで、これまでも人権擁護委員としてきめ細かな相談業務を務めていただき、信頼は厚く、人権問題の課題解決に取り組んでこられております。

人権問題の相談対応など、人権擁護委員の役割はますます重要度を増しており、松本氏が適任であると判断を致しましたので、今回提案をさせていただきます。

推薦につきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い致します。

次に、議案第 45 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

平成 28 年 10 月 1 日から務めていただいております村越豊年人権擁護委員が、令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

3 年間の任期として、その後任候補者として引き続き同氏を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町佐賀 3025 番地 2、村越豊年氏は、昭和 30 年 11 月 26 日生まれで、これまでも人権擁護委員としてきめ細かな相談業務を務めていただき、信頼は厚く、人権問題の課題解決に取り組んでこられております。

人権問題の相談対応など、人権擁護委員の役割はますます重要度を増しており、村越氏が適任であると判断を致しましたので、今回提案をさせていただきました。

推薦につきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案は人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

初めに、議案第44号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり松本輝雄君を推薦することについて、適任とすることに賛成の方の起立を求め、起立されない方については、反対と見なしますのでご了承をお願いします。

本案は原案のとおり適任とすることについて、賛成の方は起立願います。

起立全員です。

従って、議案第44号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり松本輝雄君を適任とする意見を付することに決定致しました。

次に、議案第45号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり村越豊年君を推薦することについて、適任とすることに賛成の方の起立を求め、起立されない方については、反対と見なしますのでご了承をお願いします。

本案は原案のとおり適任とすることについて、賛成の方は起立願います。

起立全員です。

従って、議案第45号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり村越豊年君を適任とする意見を付することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長 (大西勝也君)

令和元年9月第3回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、今議会に提案させていただきました全ての議案につきまして、全会一致で承認、可決をいただき、ありがとうございます。

今議会を通じて賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和元年9月第3回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 16時 12分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小松孝年

署名議員 浅野修一

署名議員 吉尾昌樹